

甲賀市人権教育基本計画

平成21年（2009年）3月

甲 賀 市

目 次

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国際的な動き	
	(2) 国や滋賀県の動き	
	(3) 甲賀市の状況	
3	計画のめざすもの	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の期間	3
第2章	人権教育・啓発の現状と課題	
1	人権・同和問題意識調査の結果より	4
	(1) 同和問題	
	(2) 女性	
	(3) 子ども	
	(4) 高齢者	
	(5) 障がいのある人	
	(6) 外国人	
	(7) 患者等	
	(8) その他	
2	総合実態調査の結果より	13
	(1) 同和地区調査	
	(2) 母子世帯調査	
3	地区別懇談会の開催状況から	15
	(1) 参加状況について	
	(2) 研修内容について	
	(3) リーダー養成について	
第3章	人権教育・啓発の考え方	
1	同和教育と人権教育	16
2	人権教育の4つの側面	17
3	人権教育・啓発推進の視点	18
4	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	18

第4章	人権教育・啓発の推進	
1	人権教育・啓発の重点	19
	(1) リーダーのパワーアップから組織的な推進へ ～あらゆる分野で、きめ細やかにすすめるために～	
	(2) 主体的な学びの推進 ～自分の事として人権をとらえるために～	
	(3) 交流や協働による地域づくり ～であい・ふれあい・わかちあいを求めて～	
2	課題別施策の推進	23
	(1) 普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進	
	(2) 個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進	
	① 同和問題	
	② 女性	
	③ 子ども	
	④ 高齢者	
	⑤ 障がいのある人	
	⑥ 外国人	
	⑦ 患者等	
	⑧ インターネットによる人権侵害	
	⑨ その他のさまざまな人権問題	
3	あらゆる場における施策の推進	34
	(1) 家庭	
	(2) 保育園・幼稚園	
	(3) 学校	
	(4) 地域	
	(5) 企業	
	(6) 人権に関わりの深い特定職業従事者	
第5章	計画の推進体制等	
1	総合的な推進体制の整備	40
	(1) 全庁的な推進体制	
	(2) 人権教育推進委員会	
	(3) 関係団体・機関との連携	
2	進行管理と見直し	40
	用語解説（※の付いた用語は解説があります。）	41
	参考資料	43

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

『人権』は人間の尊厳に基づく権利として、すべての人に等しく保障されなければなりません。しかし今なお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人(※1)、外国人、患者などをめぐる様々な人権問題が発生しています。また近年ではインターネットによる人権侵害など、新たな問題も生じています。

甲賀市は、平成16年(2004年)に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成17年(2005年)に「甲賀市人権尊重の都市(まち)宣言」を決議しました。「甲賀市人権教育基本計画」は、人権教育や人権啓発を通して、条例や宣言を具現化し、あらゆる差別のない互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」が国連で採択されました。その後、国連は世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」をはじめ、今日まで人権に関する27の条約等を採択してきました。

その間、平成6年(1994年)には「人権教育のための国連10年」を決議し、すべての国に対し人権教育のための行動を促しました。また平成16年(2004年)には「人権教育のための世界プログラム」の決議により、さらに具体的な計画を示しました。

(参考資料)

昭和23年(1948年)「世界人権宣言」採択

昭和40年(1965年)「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択

昭和41年(1966年)「国際人権規約」採択

昭和54年(1979年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」
採択

平成元年(1989年)「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択

平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年」宣言

平成16年(2004年)「人権教育のための世界プログラム」採択

(2) 国や滋賀県の動き

国においては平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取り組みが示されました。また平成12年(2000年)に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国連10年国内行動計画をより充実させるものとして、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

滋賀県では、平成10年(1998年)に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定されました。その後、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の制定を受け「人

権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定されました。

(参考資料)

《国》

平成 9 年 (1997 年) 「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画策定

平成 12 年 (2000 年) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定

平成 14 年 (2002 年) 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

《滋賀県》

平成 10 年 (1998 年) 「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」策定

平成 13 年 (2001 年) 「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」制定

平成 15 年 (2003 年) 「滋賀県人権施策基本方針」策定

平成 16 年 (2004 年) 「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」策定

(3) 甲賀市の状況

旧 5 町が合併した平成 16 年(2004 年)10 月、各旧町においては「人権教育のための国連 10 年」行動計画が策定されていました。甲賀市では、合併後もこれらの行動計画により人権教育・啓発に取り組んできたところです。このたび策定しました「甲賀市人権教育基本計画」は、これらの行動計画を引き継ぐ計画となります。

また、甲賀市では合併前の平成 16 年(2004 年)8 月に旧甲賀郡域で「人権・同和問題意識調査」、合併後の平成 18 年(2006 年)2 月に「土地差別に関する調査」、平成 19 年(2007 年)6 月に「総合実態調査」を実施してきました。

平成 20 年(2008 年)4 月、甲賀市は「総合実態調査」をうけ「甲賀市人権総合計画」を策定しました。「甲賀市人権教育基本計画」は、「甲賀市人権総合計画」の教育分野の分析と意識調査結果をうけ、課題解決に向けた新たな計画として策定したものです。

(参考資料)

《甲賀市》

平成 16 年 (2004 年) 「人権・同和問題意識調査」実施

甲賀市合併

「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」制定

平成 17 年 (2005 年) 「甲賀市人権尊重の都市宣言」採択

平成 18 年 (2006 年) 「土地差別に関する調査」実施

平成 19 年 (2007 年) 「甲賀市総合計画」策定

「甲賀市人権教育基本方針」策定

「甲賀市同和教育基本方針」策定

「甲賀の人権教育基底プラン」策定

平成 18～19 年 (2006～2007 年) 「総合実態調査」実施

平成 20 年 (2008 年) 「甲賀市人権総合計画」策定

3 計画のめざすもの

甲賀市では、今日までの「人権教育のための国連 10 年」行動計画による様々な個別課題への取り組みが、人権問題に広がりをもたせ共感を得てきたことから、市民の人権に対する関心は高まってきたといえます。

しかし、合併後今日まで4年余りの間に市内で8件の差別事件が発生しました。これは、今日までの人権教育や啓発の取り組みや手法について、見直す必要があるという警鐘でもあります。「甲賀市人権教育基本計画」では、これらの現状を踏まえ、甲賀市がこれから取り組む3つの重点を定め、めざすものとして位置づけます。

- ① 学習者の現状やニーズに応じて、人権教育・啓発を草の根的に推進していく『推進リーダー』と、甲賀市として取り組むべき人権課題を踏まえ、系統的な学習を積んだ『人権学習サポーター』とを養成し、人権教育・啓発の組織的な推進を図ります。
- ② 人権についての主体的な学びを推進し、あらゆる人権侵害に対し、自分の問題として責任ある行動ができる人づくりをめざします。
- ③ 多様な価値観や生き方にふれあう交流活動により、豊かな人間関係を育む環境づくりを行うとともに、市民の主体的な活動との協働を推進します。また地域のつながりが残る甲賀市の風土を大切に、人権尊重意識を人と人とのつながりや広がりの中で浸透させ、地域の人権文化^(※2)を育みます。

4 計画の位置付け

「甲賀市人権教育基本計画」は、「甲賀市総合計画」の施策『ともに認めあう人権文化のまちづくり』を推進するため策定された「甲賀市人権総合計画」の中の人権教育・啓発部門の実施計画となります。

同時に教育の視点から、「甲賀市総合計画」の施策の柱『学びが生きがいを生み出すまちづくり』の『人権学習の推進』を受けるものでもあります。

本計画は、平成19年(2007年)2月に策定しました「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を指針とし、それぞれの部局で取り組んでいく様々な人権課題に対する教育・啓発の施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

(計画の位置づけ)



5 計画の期間

計画の期間は、「甲賀市人権総合計画」と整合を図るため、平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成28年度(2016年度)までの8年とします。

第2章 人権教育・啓発の現状と課題

1 人権・同和問題意識調査の結果より

実施日：平成 16 年(2004 年)8 月
対 象：甲賀市・湖南市における 20 歳以上の成人
回収率：49.6% (3,499 人中、回収数 1,735 票)

2次(補充)調査

実施日：平成 18 年(2006 年)2 月
対 象：甲賀市・湖南市における 20 歳以上の成人
回収率：42.7% (700 人中、回収数 299 票)

同和問題に関する調査と女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・患者等に関する調査は同時期に実施されましたが、別立ての調査であり、分析の形が異なります。

(1) 同和問題

平成 14 年(2002 年)3 月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、今、同和問題の解決をめざす取り組みが一般施策に移行するという転換期を迎えています。

甲賀市では、合併前から長年にわたり同和問題の解決に向けた取り組みを進めてきました。とりわけ、同和地区と一般地区との格差是正のための事業を重点的に実施し、その結果、住環境や生活実態の改善等に一定の成果が見られました。

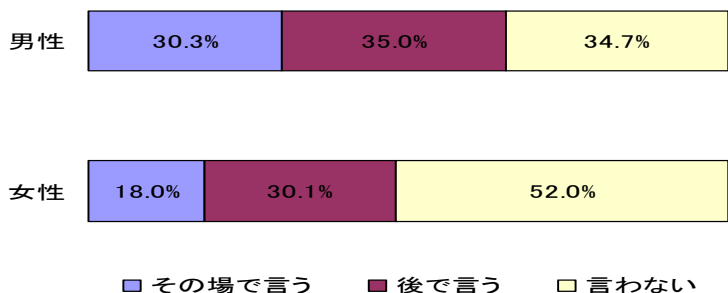
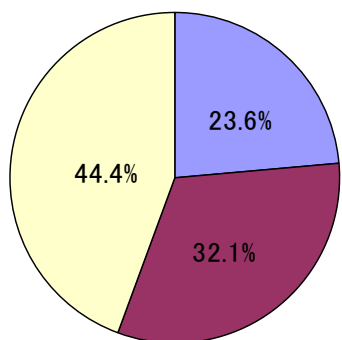
また、合併前の旧 5 町で策定していた「人権教育のための国連 10 年」行動計画では、重要課題の中でも特に同和問題に重点をおいて推進してきました。しかし、依然として教育・就労等において多くの課題が存在し、今なお予断と偏見による部落差別事件が後を絶たないのが現状です。

甲賀市は、合併前の平成 16 年(2004 年)8 月に旧甲賀郡域で「人権・同和問題意識調査」を実施しました。その結果、同和問題の解決を阻む「差別解消に向けた行動化の欠如」「ねたみ意識」「自然解消論」「身元調査当然論」が根強く存在することが明らかになりました。

あなたは差別に出会った時どうしますか？ 差別解消に向けた行動化

具体的な差別の場面に出会って「その場では何も言わない」という人がアンケート回答者の中で 76.5%もおられます。また、性別では「その場では何も言わない」という回答が、男性より女性のほうが 10%余りも高くなっています。いずれにしても、全体として「その場で言う」という選択をした人が 23.6%しかいないということは、これまでの啓発が「勉強(考えるだけ)」の水準にとどまっていたということではないでしょうか。

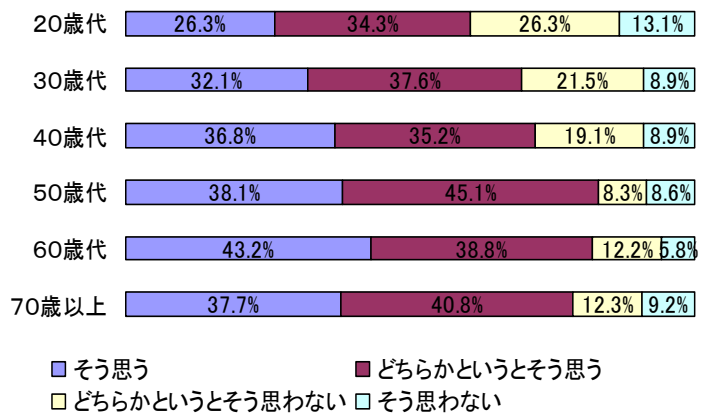
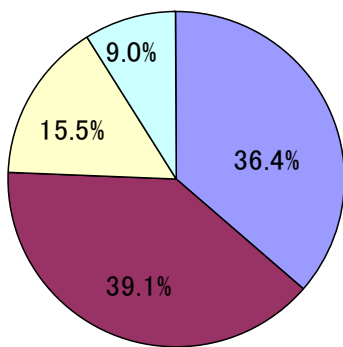
あなたは差別に出会った時どうしますか？



なぜ同和地区の人にだけ特別の施策をするの？ ねたみ意識

アンケートの回答者のうち、75.5%の人が同和施策に「不公平感」を持っています。とりわけ、はっきりとした「不公平感」を選択した人が36.4%という事実は、同和問題の解決を妨害する「ねたみ意識」をもっている人が多いということではないでしょうか。また、ねたみ意識にはっきり「反対」という人が、各年代を通して非常に少ないという事実は、多くの住民が実際の同和事業や制度に関して「ほとんど知らない」ということのアラわれです。これまでの部落差別解消のための取り組みは、例えば義務教育における教科書無償化や、女性や子ども、障がいのある人の人権など、さまざまな人権問題を解決する方向へと大きな広がりを見せてきました。

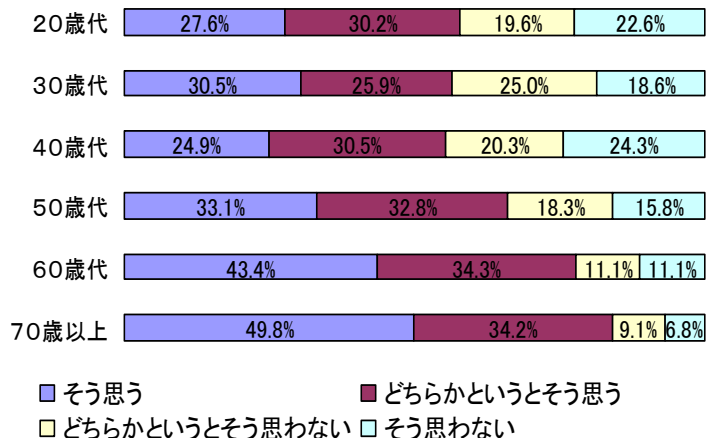
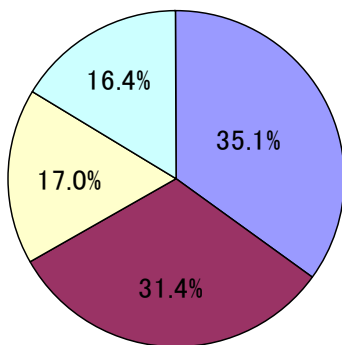
同和地区の人にだけ特別の施策をするのは不公平だと思いますか？



差別は放っておけば自然になくなる？ 自然解消論

アンケート回答者の66.5%の人が「自然解消論」的な考え方を示しています。「自然解消論」に賛成するということは、これまで取り組んできた学校での同和教育や社会啓発など、さまざまな施策を否定するということです。また、20歳代、30歳代でも、60%弱の人が「自然解消論」に賛成の考えをしています。「若い人は学校で同和教育を受けているから差別などしない」ということは言えない状況にあります。

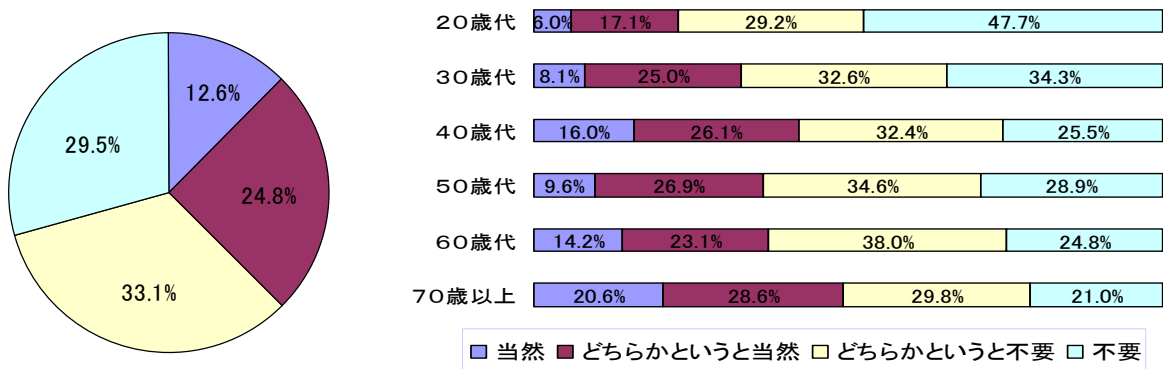
差別は放っておけば自然になくると思いますか？



なぜ子どもの結婚相手の身元を調べるの？ 身元調査当然論

アンケート回答者の37.4%の人が「身元調査当然論」的な考え方をしています。部落差別が直接的に出てくる場面の一つが結婚差別です。そして、現実に行われている結婚差別の多くで、その契機になっているのが「身元調査」です。年齢別の回答状況からは、結婚適齢期の子どもを持つ親の世代で「身元」を調べる方向の人が約4割となっています。結婚差別の厳しさを連想させる結果ではないでしょうか。

子どもの結婚相手の身元を調べるのは当然ですか？



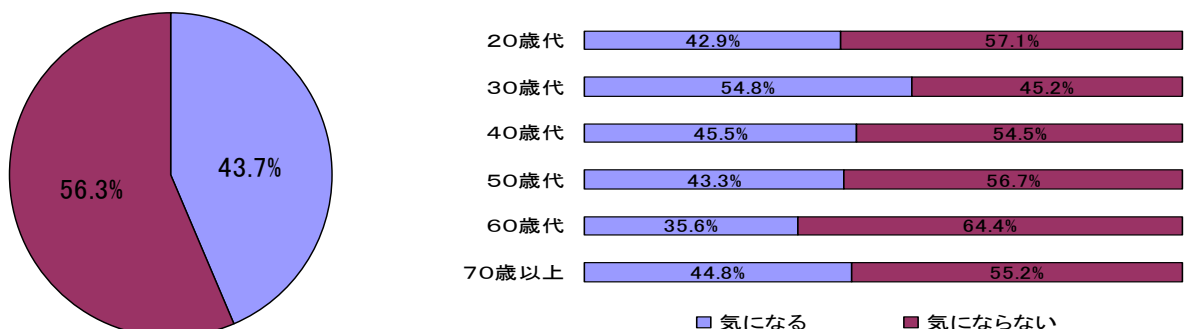
啓発リーフレット「みんながいきいき暮らすために」（甲賀市・湖南省市人権・同和問題意識調査 2005年3月報告）より抜粋

また、平成18年(2006年)2月に2次(補完)調査として実施した「土地差別に関する調査」では、明らかな土地差別の実態が浮かび上がってきました。

同和地区に隣接する土地を購入するのは気になる？ 土地差別の意識

アンケート回答者の43.7%の人が、「同和地区に隣接」する土地を購入するのは「気になる」と答えています。しかも、年齢の若い層から高齢者に至るまでほぼ同じような回答傾向を示しています。少なくとも、学校での同和教育や社会啓発の取り組みが、この「土地差別」に関しては成果としてあがっていないということです。

同和地区に隣接する土地を購入するのは気になりますか？



「人権・同和問題に関する意識調査報告書」（土地差別に関する調査 2006年2月報告）より抜粋

今後、甲賀市では、意識調査の結果をもとに、市民一人ひとりの具体的な行動が部落差別をなくすことに結びつけられるよう、あらゆる場における教育・啓発の充実を図るとともに、地区内外の住民相互の交流を促進する取り組みが必要です。

(2) 女性

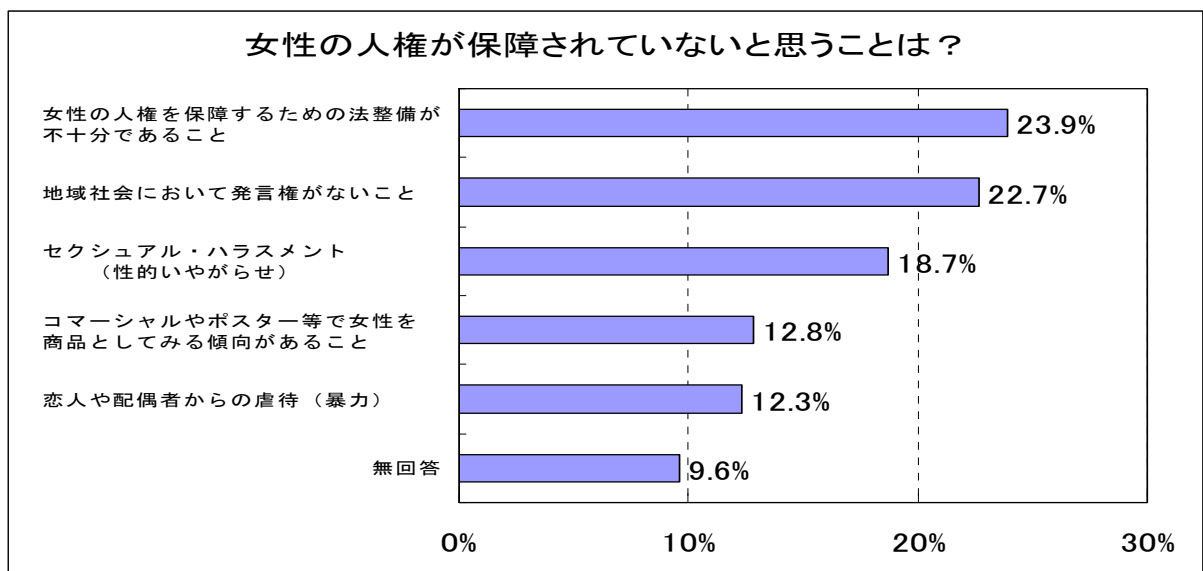
戦後の日本国憲法は、権利において男女が平等な社会をめざしました。その後、女性の高学歴化や社会進出などが進行し、今日では、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが制定され、男女が対等なパートナーとして協力し合うことができる男女共同参画の考え方へ徐々に転換しつつあります。

しかし、女性の人権に対する理解や認識は十分とは言えず、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）^(※3)やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）^(※4)など、女性に対する人権侵害が深刻な社会問題となっています。

平成18年(2006年)に甲賀市が実施した「甲賀市男女共同参画意識調査」では、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した人が、県や国が実施した同様の調査より高い割合になっています。同調査では、DV被害経験のある女性が9.9%、セクハラを受けた経験のある女性が17.5%という結果も出ており、市内でも早期に根絶すべき課題です。

甲賀市では、「甲賀市男女共同参画のまちづくり懇話会」での提言審議に基づき、男女共同参画社会づくりに向けて、あらゆる場における教育・啓発を積極的に推進しています。また、甲賀市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むための指針として、平成20年(2008年)6月に「甲賀市男女共同参画計画」を策定しています。

アンケートでは、女性の人権が保障されていないと思われることについて、「地域社会において発言権がないこと」と回答した人が2割強を占め、地域社会は依然として男性中心だと感じる人が多いことがわかります。地域社会におけるあらゆる方針・意思決定過程の場に女性が参画しやすい環境づくりを進めなければなりません。また、「コマーシャルやポスター等で女性を商品としてみる傾向があること」も1割強あり、「性の商品化」防止に向けた啓発が必要なことを示しています。一方、「恋人や配偶者からの虐待（暴力）」は1割強の人しか問題とは感じておらず、DVやセクハラ、ストーカー行為等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発が更に必要です。

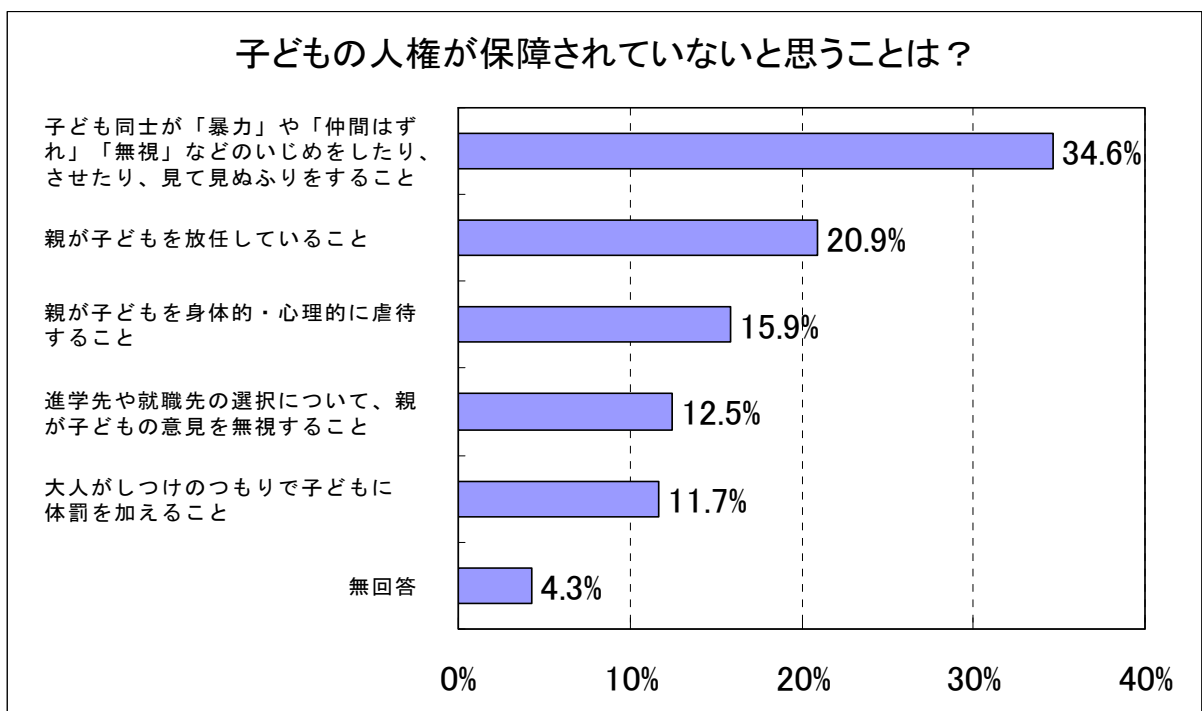


(3) 子ども

子どもの人権については、家庭での親による虐待や、地域や学校などでの「仲間はずし」や言葉・暴力による「いじめ」といった重大な人権侵害が起きています。また、不登校や自殺など深刻な社会問題も発生しています。一方、情報技術の進歩やその普及が有害情報に触れる機会をもたらし、無防備な子どもに対してさまざまな影響を及ぼしています。

甲賀市では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として捉えようという「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を踏まえ、すべての子どもたちの自立を支え、一人ひとりを尊重する社会づくりをめざして、子どもたちに生きる力を身につけさせ、新しい時代を切り拓くたくましい心を育てていく取り組みを進めています。

アンケートでは、子どもの人権が保障されていないと思われることについて、「子ども同士がいじめをしたり、させたり、見て見ぬふりをする事」が3割強を占めています。いじめについてのさまざまな情報がマスコミなどから提供されており、市民の関心の高さが表れています。しかし、一方、「親が子どもを身体的・心理的に虐待すること」「進学先や就職先の選択について、親が子どもの意見を無視すること」「親がしつけのつもりで子どもに体罰を加えること」については、いずれも1割強の人しか問題と考えていません。親がこうなってしまう背景に目を向けるとともに、「児童の権利に関する条約」の趣旨を教職員や保護者をはじめとする市民に広く周知し、関係機関が連携して子どもへの暴力抑止・虐待防止などについての啓発を行う必要があります。同時に、当事者である子ども自身に「子どもは権利の主体である」ことを知らせていく必要があります。



(4) 高齢者

わが国の高齢化は急速に進み、平成20年(2008年)9月時点の推計で65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は22%を超え、21世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えることが予想されています。これからの高齢社会にふさわしい福祉制度をいかに構築するかが今日の課題です。

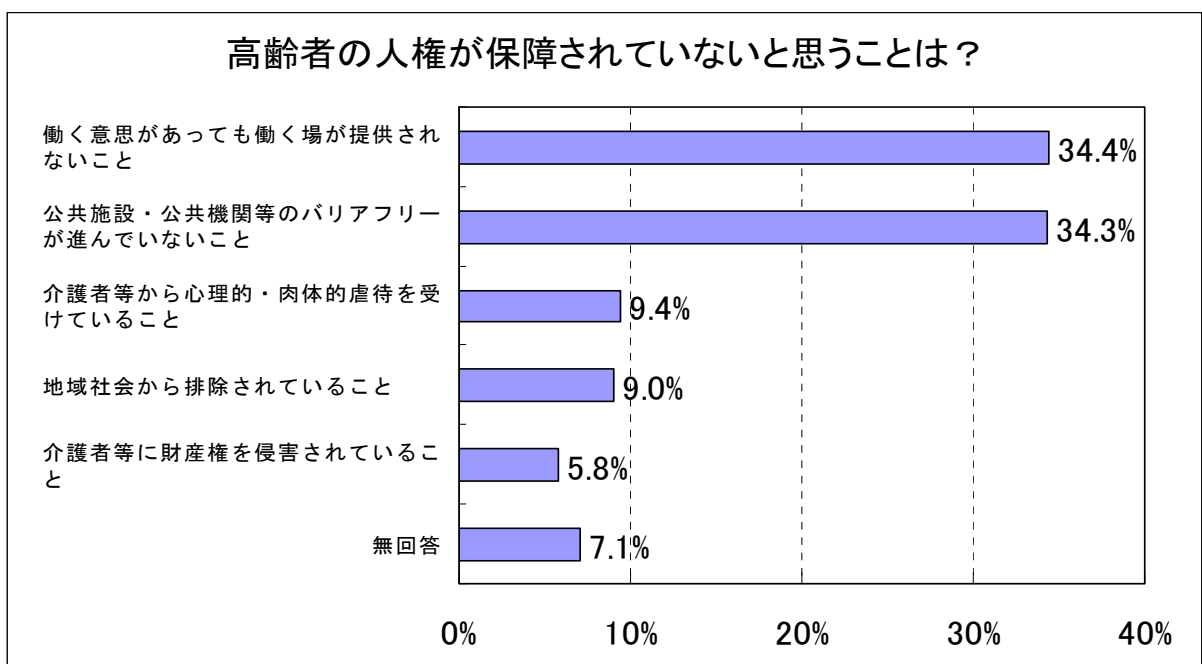
しかし、高齢者に関わっては、必要な介護を受けられない実態や、無年金状態、高齢者に対する心理的ないじめ、暴力、遺棄、財産奪取等の人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。

一方、介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、主な介護者の高齢化、介護疲れによる介護放棄といったことも大きな問題となっています。

甲賀市においては、「甲賀市高齢者福祉計画」及び「甲賀市介護保険事業計画」を策定し、地域の高齢者が健康で生きがいを感じながら、安心して暮らしていける施策を推進するとともに、訪問看護・介護サービスなどの充実に努めています。

人権尊重の社会づくりのためには、在宅サービスの充実をはじめ、総合的・効果的な施策の推進に、より一層努めなければなりません。さらに、認知症などにより判断能力が不十分な人の権利侵害に対する予防・救済の取り組みを進めるとともに、あらゆる場において高齢者の人権をテーマにした啓発を推進しなければなりません。

アンケートでは、高齢者の人権が保障されていないと思われることについて、「働く意思があっても働く場が提供されないこと」が3割強を占めています。このことから、元気な高齢者の能力が十分に発揮されていないことに問題を感じる人が多く、高齢者にさまざまな機会を提供する必要があることがわかります。一方、「介護者等から心理的・肉体的虐待を受けていること」「地域社会から排除されていること」「介護者等に財産権を侵害されていること」が、いずれも1割弱あります。このことは、高齢者に対する心理的ないじめ、暴力、財産奪取等の人権侵害発生を防止する広報や啓発を実施する必要があることを示しています。



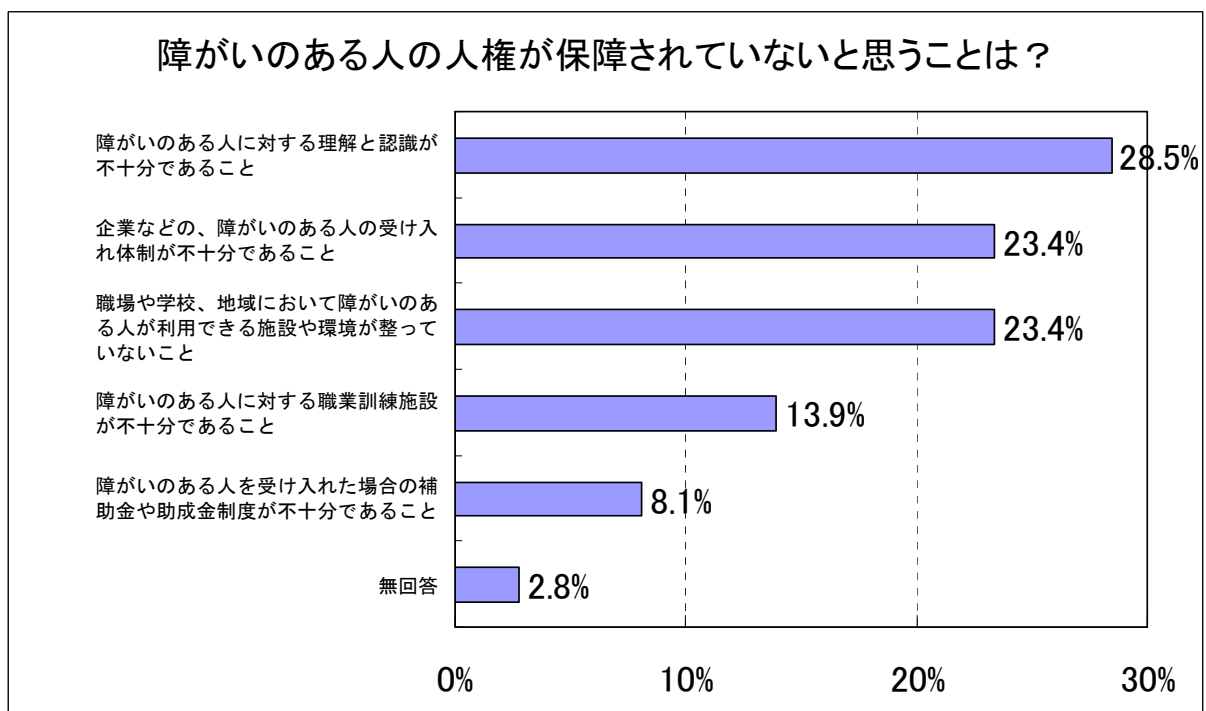
(5) 障がいのある人

障がいのある人を取り巻く社会環境については、物理面、情報面、意識面、制度面に、さまざまな問題があります。

障がいのある人の人権については、「ノーマライゼーション^(※5)」や「完全参加と平等」の理念に基づき、心身に障がいがあっても、生まれ育った地域の中で、家族とともに安心して生きがいのある生活が送れる社会を実現していかなければなりません。また、障がいのある人を対象とした地域生活支援や財産保全・管理を行うための成年後見制度など、総合的な取り組みが必要です。

甲賀市では、「甲賀市障がい福祉計画」にのっとり、人権の尊重を基本として、障がいのある人に対する社会的誤解や偏見を是正し、障がいのある人の自立と社会参加について、広く住民の理解と協力を求め、差別のない地域づくりをめざしています。

アンケートでは、障がいのある人の人権が保障されていないと思われることについて、「障がいのある人に対する理解と認識が不十分であること」が3割近くを占めています。ここには、障がいや障がいのある人への誤解や偏見が強く、理解が十分に進んでいない現状が反映されています。また、「職場や学校、地域において障がいのある人が利用できる施設や環境が整っていないこと」「企業などの、障がいのある人の受け入れ体制が不十分であること」についても、ともに2割強の人が問題と考えています。職場や学校、地域において障がいのある人が利用できる施設や環境を整備することや、企業などが障がいのある人の受け入れ体制を整備すること、障がいのある人に対する理解と認識を高めるために、あらゆる場においてさらに人権教育・啓発を推進していく必要があります。



(6) 外国人

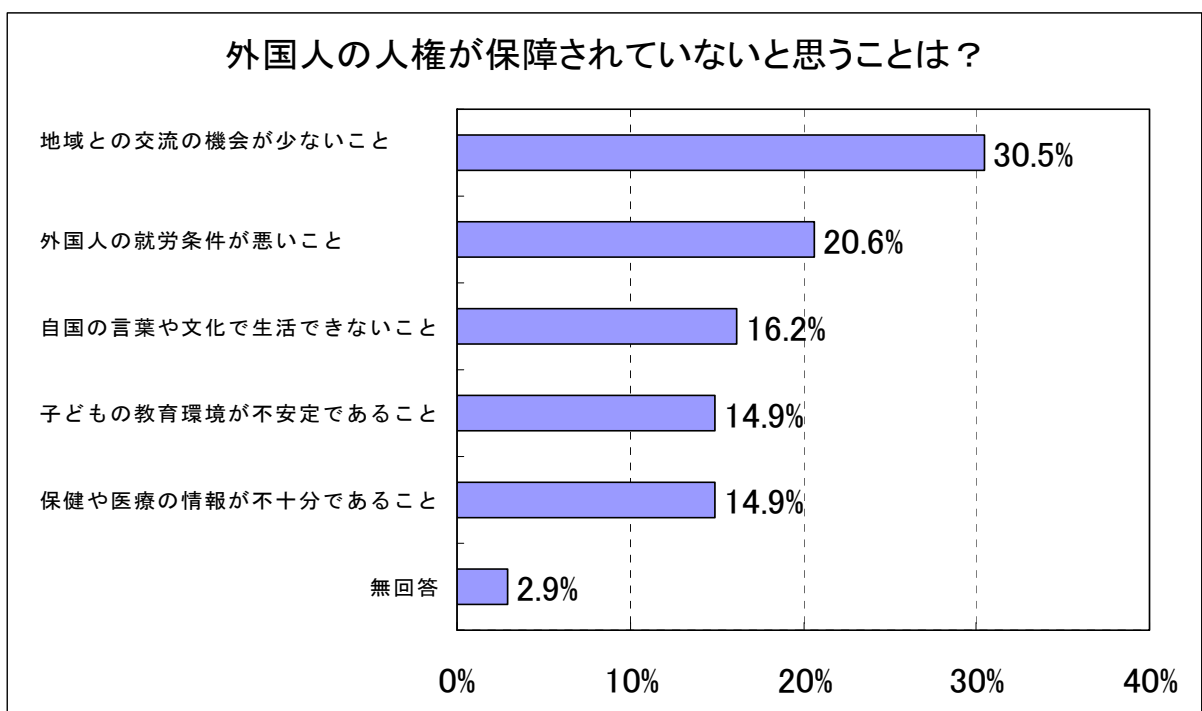
国際化の進展に伴い、外国の人たちとの交流が進んでいます。しかし、一方で、言語、文化、習慣、価値観等の相互理解が不十分であることや、同質性を求める意識が強いことなどに起因して、外国人に対する偏見や人権問題が生じています。

過去の歴史的経過から、在日韓国・朝鮮人に係る人権問題が存在し、教育、就労、年金など多くの課題があります。

また、甲賀市では、近年、外国人住民が急増していますが、就労、住宅の入居、医療等、さまざまな生活課題があり、言葉や生活習慣の違いから来る近隣住民との諸問題も見受けられます。さらに、外国籍の子どもの学力保障や進路指導の充実も大きな問題となっています。

平成19年(2007年)9月に甲賀市が実施した「外国籍市民意識調査」では、仕事を探す段階から「待遇面で日本人と差別がある」と感じている人の割合が高いことや、仕事をする上でも「就労してからも正社員になれない」「日本人より賃金が安い」などの不安や心配事を感じている人が多いことがわかりました。能力に見合った十分な就労機会や労働条件の改善とともに、企業において人権教育・啓発をさらに推進する必要があることがわかります。

アンケートでは、外国人の人権が保障されていないと思われることについて、「地域との交流の機会が少ないこと」が3割を超えています。このことから、言葉の壁や偏見による外国人と日本人の距離を縮めるには、相互の交流が必要だと考えている人が多いことがわかります。今後、あらゆる場における異文化交流の促進や、多文化共生についての啓発を推進する必要があります。さらに、外国人が地域活動に参加できる工夫も必要です。また、「外国人の就労条件が悪いこと」については、2割強の人が問題と考えていますが、外国人就労の厳しい現実について、さらなる啓発が必要です。

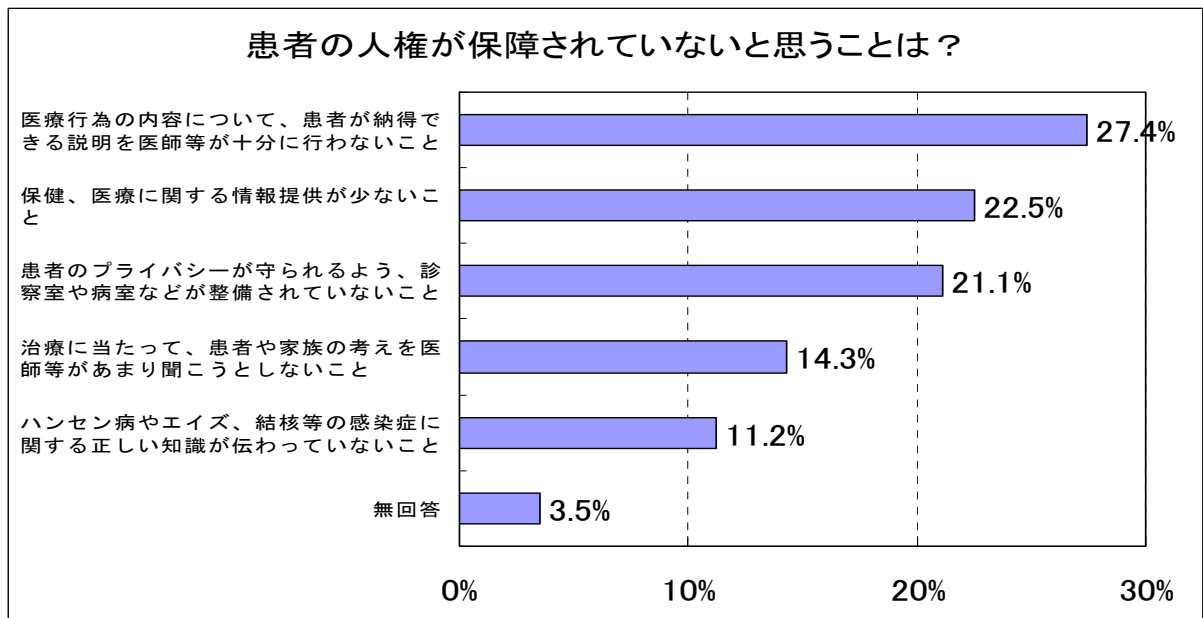


(7) 患者等

最近の医療を取り巻く状況は、大きく変化しており、質の高い医療の実現や医療関係者と患者の新しい関係の構築が求められています。

また、HIV感染者(※6)、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別の解消を図るという観点から、病気に対する正しい知識と理解を深める啓発を行うとともに、これら感染症にかかる検査の受診に対する偏見を払拭することも必要です。

アンケートでは、患者の人権が保障されていないと思われることについて、「患者が納得できる説明を医師等が十分に行わないこと」が3割弱、「保健、医療に関する情報提供が少ないこと」が2割強を占めており、患者の情報を知る権利、医師の説明責任について市民の関心が高いことがわかります。また、「患者のプライバシーが守られるよう、診察室や病室などが整備されていないこと」も2割強が問題と考えており、患者の立場にたった病院のあり方が問われています。これらを解決するためにも、医療機関関係者に対する人権教育・研修の充実を図らなければなりません。



(8) その他

その他、犯罪被害者等、「ホームレス」、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性の多様性等、人権について正しい知識と理解を深めるための啓発が必要です。

また、近年、インターネット上の誤った情報や、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現などにより、人権に関わる問題が発生しています。情報の発信や収集にはモラルが必要なことを啓発する必要があります。

このように、個別の人権問題に重大な課題が存在しますが、例えば、女性・障がいのある人に同和問題が複合的に加われば、さらに問題は深刻化します。今後も市民に対する定期的な意識調査や実態調査を実施するとともに、教育・啓発を推進することが必要です。

2 総合実態調査の結果より

実施日：平成19年(2007年)6月
対象：甲賀市の一般世帯・同和地区世帯・母子世帯・事業所
回収率：一般世帯 48.2% (3,130世帯中、有効回収 1,510票)
同和地区 72.5% (218世帯中、有効回収 158票)
母子世帯 37.0% (597世帯中、有効回収 221票)
事業所 58.6% (312事業所中、有効回収 183票)

(1) 同和地区調査

自主活動学級等による学力向上と進路保障の取り組みにより、高校、短大・高等専門学校への進学については、これまでに一定の成果が見られましたが、実態調査で最終学歴を調査したところ、大学への進学率において、まだ一般世帯住民との格差が大きいことがわかりました。

一般世帯住民と同和地区世帯住民の不就学、小・中学校卒業程度の割合を年齢構成別に比較したところ、70歳代では、部落差別等による不就学者の多さを反映して同和地区世帯住民のほうが30.7ポイント高いという顕著な格差が見られます。以降60歳代では24.0ポイント、50歳代では20.4ポイント、40歳代では0.3ポイントと推移し、年齢が下がるに従って格差が縮小しています。しかし、30歳代では6.1ポイント、20歳代では17.8ポイントと若い世代では増え、学歴格差の解消は進むどころか、逆に近年拡大していることがわかりました。これには、高校中途退学者の増加が大きく影響していると考えられます。(ここでいう「ポイント」とは、一般世帯住民と同和地区世帯住民の「不就学、小・中学校卒業程度」を比較し、その割合の差を示したものです。)

また、学校教育費を除いた1ヶ月の教育費にかかる調査で、教育費をほとんどかけていない世帯の割合を地区と一般世帯で比較してみると、小学生がいる世帯で1.7倍、中学生がいる世帯で2.6倍と、地区が教育費をかけていない割合が高いことがわかりました。逆に5千円以上の教育費をかける世帯は、一般世帯のほうが高い割合になっています。これは、年間世帯収入300万円未満の世帯の割合が、地区が一般世帯の約2倍と高いことから、地区の低収入との関連も考えられます。

さらに、中学卒業後の進路について親等の意向にかかる調査では、一般世帯では大学まで進学させたいという意向が59.3%あるのに対し、地区では20.0%となっています。逆に高校まで進学させたいという意向は、一般世帯23.7%に対し地区では80.0%となっています。この進学への意向の度合いは、学力や家庭をめぐる諸事情にもよりますが、教育費への支出状況とも関連するのではないかと推察されます。

教育は、同和問題解決の重要な柱のひとつであるとともに、子どもの自立や自己実現に向け、そしてすべての人がより充実した人生を送るために必要なものです。

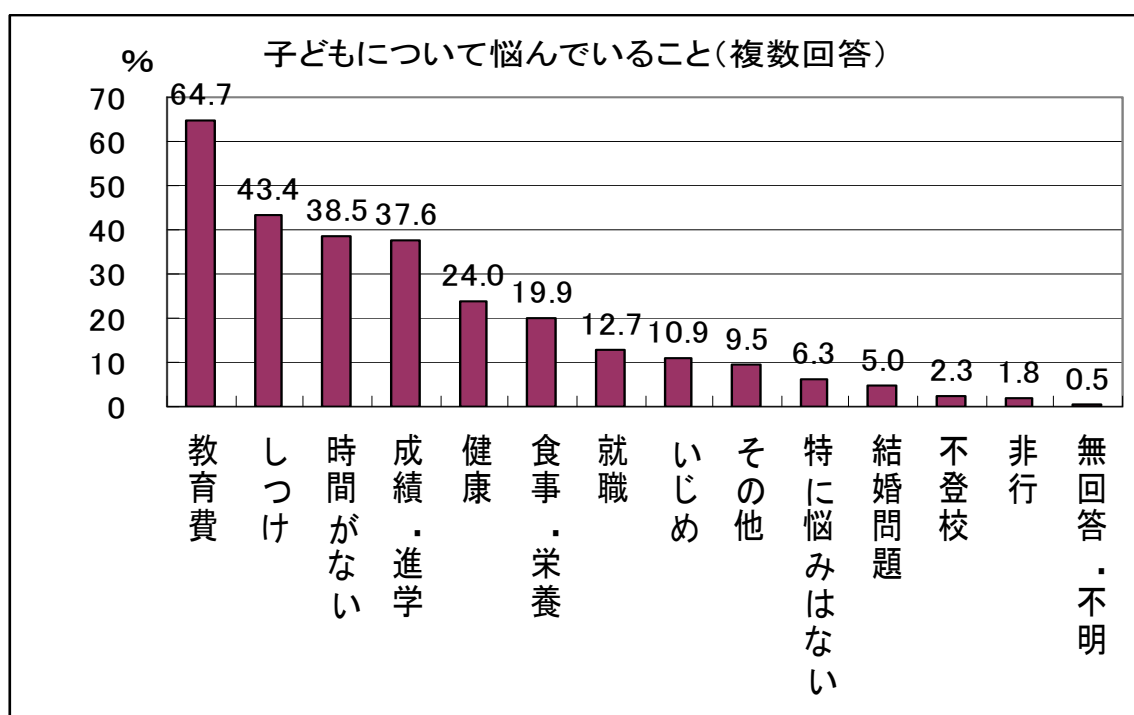
今後も、中途退学などの課題を抱える子どもを支援するための指導・相談体制を充実するなど、進路保障の取り組みを推進することが重要です。また、成長過程において、いろいろな社会現象や人との関わりの中で差別に遭うこともあり、当事者の権利学習を進めるとともに、周囲が支えていく取り組みが必要です。

(2) 母子世帯調査

一方、同和地区世帯・母子世帯の収入を調査したところ、300万円未満の世帯が同和地区世帯で5割、母子世帯では7割近くも占めています。このような経済的に苦しい世帯では、働いても収入が増えず、保護者が子育てにじっくり向き合うための時間的な余裕がなく、このことが子どもたちに大きな影響を及ぼしていると考えられます。

また、この調査では、母子世帯で教育費を負担に感じている方が突出して多いことが明らかになりました。自由記述では、現在の教育費の負担の重さから、援助を求める声が多く記されており、特に、高校生を育てる母親からは援助の延長を願う次のような声が寄せられました。そこには、子どもの進学を願う母親の気持ちと、それを叶えることが困難な現実が記されています。「高校卒業後、大学や専門学校など行きたいところがあるのに学費のことであきらめなくてはいけない状態の場合、少し援助があればあきらめなくて済みます。母子家庭の場合、大学や専門学校に行かせるお金がないので少し考えていただけるとありがたいです。」

また、「就学援助をどのような形で受けられるのかがわからない。」という記述もあり、市民に対して、就学援助に関する施策や支援サービスの情報を積極的に提供していくことが求められています。



3 地区別懇談会の開催状況から

(1) 参加状況について

甲賀市では、合併前から旧 5 町の同和教育推進協議会（現在は甲賀市人権教育推進協議会）を中心に、地区別懇談会(学習会)の開催に積極的に取り組んできました。

平成 19 年度（2007 年度）には、甲賀市内でのべ 223 回の地区別懇談会が開催され、6,302 人の市民が参加しました。年間に複数回開催している区・自治会もあり、地域の人権教育・啓発を進める上で、地区別懇談会が一定の役割を果たしています。

しかし、「いつまで続けるのか」「また地区懇か」と感じている市民も一定存在し、参加者の固定化、年齢の偏りも見られます。一方で、老人クラブの人権学習に取り組んでいる区・自治会もあり、このような取り組みを支援することも参加者の拡大を図る上で効果的です。公民館の人権講座の充実や、各種社会教育団体における人権学習の支援など、あらゆる機会を通して人権教育・啓発を推進することが必要です。

(2) 研修内容について

地区別懇談会の内容については、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの個別的課題を扱ったものがほとんどです。これまでの「人権教育のための国連 10 年」行動計画でも、各個別的課題を重点的に扱ってきましたが、従来の地区別懇談会では、個別的課題相互の関連や普遍的課題との関連など、人権問題を総合的に解決する道筋を明確に示してきたとは言い切れません。

それぞれの個別的課題の解決を阻むものは、「人権・同和問題意識調査」で同和問題の解決を阻む課題となった「差別解消のための行動化の欠如」「ねたみ意識」「自然解消論」「身元調査当然論」とも大いに関連があります。普遍的な視点からもアプローチし、さまざまな人権問題を「他人事」から「自分事」ととらえ直せるよう、内容の工夫が必要です。

(3) リーダー養成について

一方、地区別懇談会を開催しなかった区・自治会がいくつか存在しており、全市で取り組みを推進するという点からも課題となっています。「自然解消論」的な考え方を根拠に開催に否定的になるところや、地域の結びつきが弱体化しているために開催できないところなど、開催できない理由はさまざまですが、地域における人権教育・啓発を推進するリーダーの不在という側面も否めません。人権・同和教育推進員等の研修を充実し、地域の人権啓発リーダーを育てていくことが、今後より一層求められます。さらに、地区別懇談会の助言者を務める啓発講師も限られており、今後、養成のための研修に取り組んでいくことが必要です。

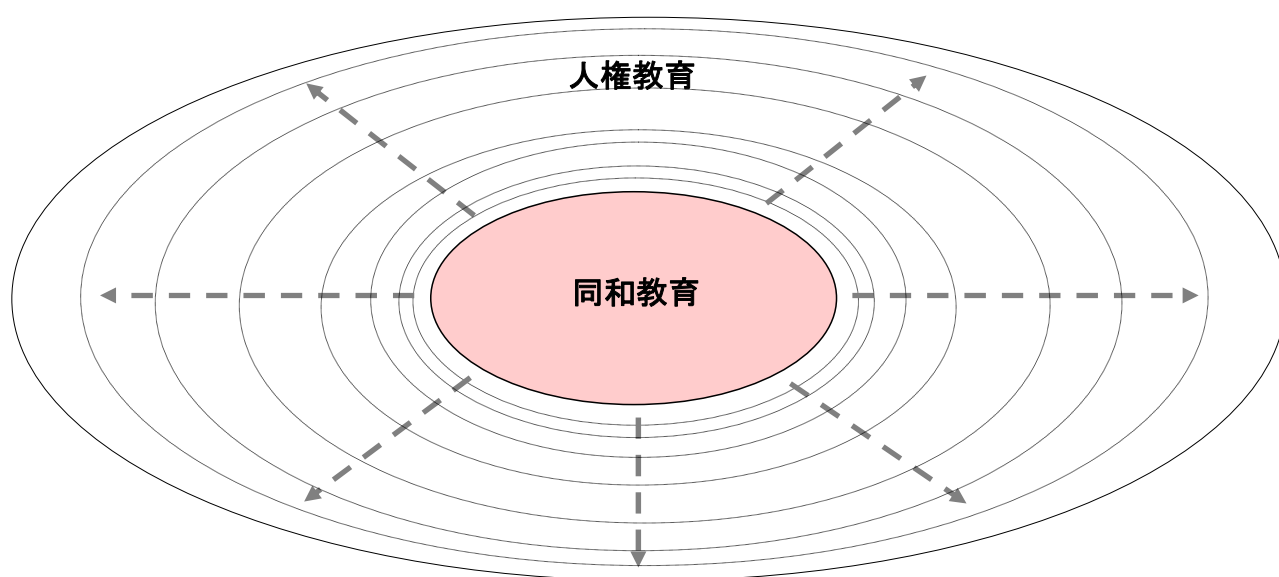
なお、平成 19 年度(2007 年度)に開催した甲賀市人権教育連続セミナー(全 15 回)に、2,593 人の参加がありました。そのうち、行政職員(保育士・幼稚園教諭を除く)336 人(全 821 人)、保育士・幼稚園教諭 361 人(全 280 人)、教職員 272 人(全 610 人)が参加しました。行政職員、教職員など、人権に関わりの深い特定職業従事者は、業務の中で人権尊重の視点が不可欠であることから、学習機会の充実が必要です。同時に、地区別懇談会の啓発者として、さらなる資質の向上が求められます。

第3章 人権教育・啓発の考え方

1 同和教育と人権教育

同和教育は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす教育です。人権教育は、国際的にはさまざまな人権条約など国際的な人権基準の実現をめざして展開される教育です。日本では、被差別者の立ち上がりを軸に同和教育が人権教育をリードしてきた経緯があります。この両者は、別個に存在するものではなく、同和教育の理念を核にして人権教育を創造・発展させていくという関係にあります。

したがって、これからも同和教育の成果を人権教育に広げ、人権文化という普遍的な文化を構築し、その取り組みを通して同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決していきます。



同和教育は以下の4点を大切にしてきました。

【教育の目的】

人権尊重の地域教育集団づくり（地域に誇りを持ち、地域を変えていく活動）

【教育の保障】

学力保障（学習権確立をめざす学力の保障）

進路保障（自己実現をめざす進路の保障）

【教育の内容】

部落問題学習（部落差別をなくすための知識、意志、行動力を育む活動）

平和、環境などグローバルな課題との結びつき

【教育の環境】

仲間づくり（自他の生命を尊重し、違いを認め合うつながりをめざす活動）

この「目的」「保障」「内容」「環境」を、「4つの側面」として普遍化し創造・発展させたものが人権教育です。

2 人権教育の4つの側面

人権教育には、「人権問題について学ぶ」という意味にとどまらず、人権尊重の精神を基盤として行われる教育という広い意味があります。すべての教育活動の中に人権教育の目的や課題を位置づけて推進していきます。

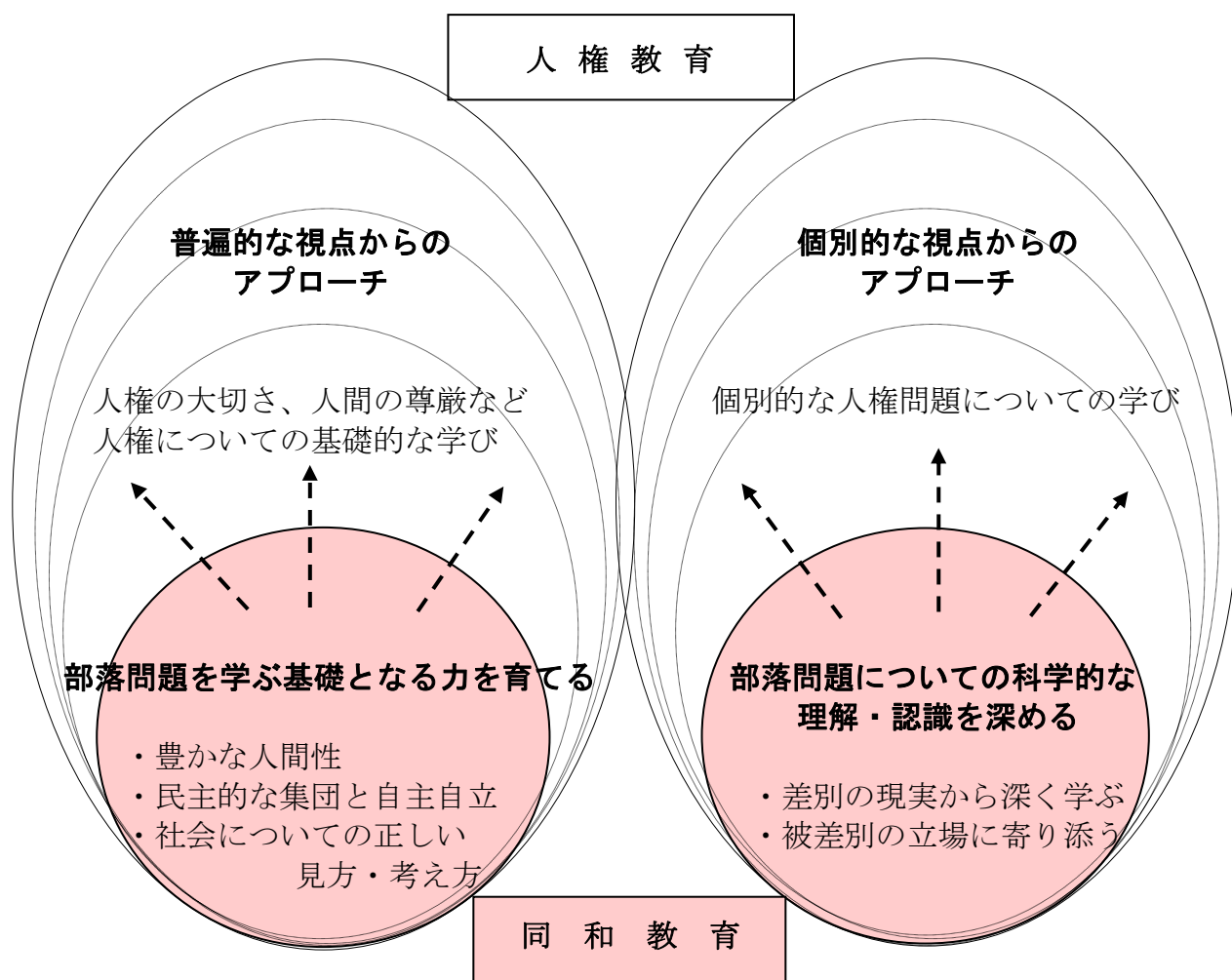
人権のための教育	<p>教育の目的＝社会の中に豊かな人権文化を築く力と資質を持った個人を育てること</p> <p>家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、企業等において人権を尊重する人を育てること、本来の力を発揮して自己実現を図るとともに、周りの人と豊かにつながり共に生きようとする人を育てることが目的です。</p>
人権としての教育	<p>教育の保障＝教育を受けることが人権であるということ</p> <p>単に教育の機会均等にとどまらず、社会的弱者や被差別の立場におかれた人々をはじめ、あらゆる人々の自己実現を可能にする質の高い教育を実現しなければなりません。</p>
人権についての教育	<p>教育の内容＝人権について学ぶこと</p> <p>人権や差別問題についての学習にとどまらず、より本質的な目標に向かって取り組むことが重要です。人間とは何か、世界とはどういうものか、異文化とは何か、人間にとって自然とは何かといった根本的なレベルにおいてより知的で批判的な認識を育てることが求められています。</p>
人権を通しての教育	<p>教育の環境＝学習過程そのものが人権が守られた状態で展開されること</p> <p>指導者と学習者の関係性、学習の場の雰囲気などから、施設や設備、教育システムに至るまで、学習者にとっての学習過程や環境が人権文化に満ちたものであることが重要です。</p>

「4つの側面」は、並列にならぶ関係ではありません。「人権のための教育」が人権教育の目的をあらわしており、その目的に向けて「人権としての教育」「人権についての教育」「人権を通しての教育」の3つが取り組まれるという関係にあります。

3 人権教育・啓発推進の視点

平成14年(2002年)3月に国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、『人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の**普遍的な視点からのアプローチ**と、具体的な人権課題に即した**個別的な視点からのアプローチ**とがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。』とされています。

同和教育の実践の中で、「部落問題を学ぶ基礎となる力を育てること」と「部落問題についての科学的な理解・認識を深めること」という2つのアプローチが大切にされてきました。この手法をベースに、それぞれ「普遍的な視点からのアプローチ」「個別的な視点からのアプローチ」へと発展させ互いに関連させながら、人権教育・啓発を推進していきます。



4 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

すべての人があらゆる場において、生涯にわたって生きがいを感じ、安心して生活ができるとともに、お互いの心が通い合う豊かな社会を創っていくことが求められています。そのためには、人生のあらゆる機会において主体的かつ意欲的に学ぶことができる環境が保障されなければなりません。

甲賀市では、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれの場における学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の重点

(1) リーダーのパワーアップから組織的な推進へ

～あらゆる分野で、きめ細やかにすすめるために～

①組織的な推進の重要性

人権教育を、あらゆる分野できめ細やかに推進していくためには、それぞれの分野における組織的な取り組みが今後さらに重要です。それぞれの組織において、人権の学びが個人の変容にとどまるのではなく、人と人とのつながりの中で分かち合う学びとなり、日常生活や仕事などに活かされる系統的継続的な取り組みとして位置付けていくことが、市全体の人権教育を押し上げる原動力となります。

そのためには、それぞれの分野のリーダーとなる人が、組織としての展望を持って取り組む必要があります。すなわち、リーダーが組織の現状を分析し、変革を構想し、計画・実践していくことが必要です。

②リーダーのパワーアップ

「一人の百歩より、百人の一步」という言葉がありますが、甲賀市は人権リーダーについて、このどちらもそれぞれの役割を担う大切な歩みととらえ、あらゆる分野で人権教育を推進するリーダー像を次のように描きます。ひとつは、各分野の人権教育にかかる役職員として活躍し仲間と手を取り「百人の一步」を歩む『推進リーダー』です。もうひとつは、系統的な学習を積み分野を超えて『推進リーダー』の支援を行い「一人の百歩」を歩む『人権学習サポーター』です。

『推進リーダー』は、それぞれの分野の人権リーダーとしての自覚を持ち、甲賀市全体で取り組む人権教育・啓発を着実に前進させる草の根的な取り組みを行います。

保育園・幼稚園・学校においては、管理職をはじめ保育園・幼稚園人権担当や小・中学校における人権教育推進主任・同和教育主任担当であり、地域においては、人権教育推進協議会委員、人権・同和教育推進員、自治会役員、行政職員で組織する地区別懇談会推進班員などです。また企業においては、経営者をはじめ企業内同和教育問題研修窓口担当者などです。これらリーダーのパワーアップには、継続的な研修が必要です。関係諸機関や諸団体等と連携しながら研修機会の充実を図ります。

『人権学習サポーター』は、『推進リーダー』経験者をはじめとする意欲的な市民が、「人権学習サポーター養成講座」の修了など一定条件を満たして登録されるリーダーです。

地区別懇談会や各種団体等による人権研修の啓発講師や企画、コーディネート、アドバイスなどの活動を通して『推進リーダー』の支援を行います。市は、『人権学習サポーター』がより広く活躍できる実践の場を提供し、人権教育・啓発の推進を図ります。

(2) 主体的な学びの推進

～自分の事として人権をとらえるために～

人権についての主体的な学びを構築するためには、その内容と方法を工夫していく必要があります。

これまでの教育・啓発で、3つの『た』『建て前・たてじわ・他人事』などにとらえられてきた原因を整理し、新しい3つの『た』『対等で・楽しく・ためになる』学びへと再構築できるよう工夫をしていかなければなりません。

すなわち人権学習の在り方が、内容として「どこかのだれかの問題」から「生活実感を伴う私自身の問題」へと、また方法として「習う・教えてもらう受け身の学習」から「ともに学び合う双方向の学習」へととらえ直す必要があります。

①学習内容の充実

自分の事として人権をとらえるためには、これまでの人権や差別問題についての学習を発展的に積み上げながら、さらに学習者にとってより身近に感じられる内容を関連させて進めることが重要です。

それは例えば、自分の生活や身の回りの社会を見つめ直すもの、周りの人々や立場の異なる多様な人々との豊かなつながりが感じられるもの、感性や心情に訴えるもの、心の葛藤や意識の変容が産み出されるものなどです。そして、それらの学習を自分の生活に引きつけて進めることで、生活を向上させ自己を、ひいては社会を変革していくことができます。

保育園、幼稚園、小・中学校等学校教育においては、「甲賀の人権教育基底プラン(※7)」「人権教育実践事例集」をもとに教材の開発・整備を行い、人権教育推進主任・同和教育主任担当者会において、人権教育に関する教育内容や情報の交流を推進すると共に、保育・授業研究会での実践検証や研究協議の充実を図ります。

保幼小中高が連携を深め、一貫した人権教育に取り組む姿勢を大切にすると共に、教職員や保護者の人権意識を高める、より効果的な研修のための支援を行います。

地域、家庭、職場等社会教育の現場では、同和問題、子ども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、患者等など身近な個別課題に、普遍的な視点からの学習を関連づけて進められるよう、市の啓発教材やワークシート等の教材の開発、整備を行うとともに、人権教育関係団体等の教材選定や開発への支援を行います。

特に、市の啓発教材「一人ひとりが輝くために」シリーズでは、意識調査結果から見える課題や市内で起こった差別問題から学ぶとともに、人権を自分の事としてとらえ、差別の解消に向けて行動できる有効な学習プログラムとして整備し活用の促進を行います。

②学習方法の工夫

差別の解消に向けた行動は、知識・態度・スキル（技能）をバランスよく習得することにより可能になると考えられます。人権や差別問題についての知識を深めることはもとより、自分自身や他者との関わり、社会との関係性を考え、働きかけようとする態度を培うこと、思考やコミュニケーションのスキルを身につけることが

重要です。

短時間に多くの知識を学ぶには、講演やビデオなどの学習は有効です。

また、海外の新しい研究成果を活用した参加型体験学習では、知識とともに態度を身につけることができます。参加者一人ひとりの人権を大切にされた雰囲気と方法のもと、具体的行動につながる力を身につけられるよう、話し合いを中心としたものや疑似体験、演劇的手法を用いた学習など多様な形態が創り出されています。

さらにこれらの学習方法は、スキルの育成にも有効です。日常生活の中で当たり前と感じてきた社会通念を「本当にすべての人にとって当たり前か？」と批判的に考えたり、「別の視点から眺めてみると違った面が見えてくる」と、ものごとを多面的に考えたりする思考のスキルや、誠実で対等な人間関係を築くために必要なコミュニケーションスキルなどの育成に向けて工夫の余地を持つものです。

また、現地研修や交流活動では、実際に現地に出かけて地域の歴史や産業について見聞を深めると共に交流を行うことにより、参加者の問題意識や主体的な関わりを引き出すものとして有効です。

甲賀市においては、対象者、研修レベル、参加者のニーズ、目的などに応じて、有効な学習方法を選択したり組み合わせたりすることができるよう、さまざまな手法を活かしたプログラムの開発や研修会の開催、情報提供、支援に取り組めます。

③啓発活動の充実

啓発活動を通して、すべての市民が「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」「人権侵害を受けた場合、救済の制度はどうなっているのか」について正しい認識を持ち日常生活に活かすことができるよう、広報や情報提供を充実することが求められています。

甲賀市においては、地区別懇談会や各種人権研修などの場に参加していない市民にも届けることができる視点や手法を工夫しながら効果的に推進していきます。各種人権教育関係団体と連携して同和問題啓発強調月間および人権週間の期間中に集中的に街頭啓発を行い市民の人権意識の醸成に努めます。さらにさまざまな人権情報を収集するとともに広報紙・啓発教材・講座案内のチラシをはじめ、ケーブルテレビ・有線放送・インターネットなどの視聴覚メディアも有効に活用しながら啓発を進めます。また、図書館・公民館・地域総合センターなどさまざまな世代が利用する施設に、人権に関わる書籍・冊子・ビデオテープなどを設置するなど情報提供を進めます。

(3) 交流や協働による地域づくり

～であい・ふれあい・わかちあいを求めて～

①人と人とのふれあいの推進

甲賀市では、自治会組織が十分に機能し、人と人とのつながりを大切にする風土があります。保育園・幼稚園・学校においては、中学校区ごとのつながりや校種を越えた連携が図られ、企業においては、工業団地に企業連絡協議会がつくられ多くの事業所が加入するなど、組織間が互いに協力し合おうとする機運があります。こ

のことは大きな強みであり、人権教育・啓発についてもこれを十分に活かして進めることができます。

人との出会いを大切に、多様な価値観や生き方にふれながら、ともに生きることによるこびを実感できる交流活動や集団づくり、学習環境づくりは、今後ますます重要です。

そこで、地域に人権文化を構築していくために、地域の人たちや身近にある企業、教育機関等がもつ専門性や知識・技術などを活用し合える交流活動を支援・推進するとともに、地域の学習素材を積極的に活用し、学校・保育園・幼稚園・公民館・地域総合センター、人権教育推進協議会をはじめとする人権教育関係団体が連携して進めることができるよう支援します。

特に、地域総合センターを人権のまちづくりの拠点と位置づけ、誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとして、自由な意見交換のできる豊かな住民交流を図ります。

②協働の推進

ボランティア活動やNPO活動は、自分と他者とのかかわりや自分と社会とのかかわりについて考え、そこから課題を見つけ、解決のために社会貢献しようとする人々の営みです。それらの活動からは、人権を具体的に学ぶ機会に満ちています。今後、人権教育・啓発を実施する上で、NPOやボランティアと行政のパートナーシップの構築を進める必要があります。情報収集や交流、学習機会の提供など、広く連携し互いに学び合える協働の推進に努めます。

2 課題別施策の推進

(1) 普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

あらゆる場において、人間の尊厳や個人の尊重、社会とのかかわりなど人権についての基礎的な学習や情報提供を推進します。

イ) 教材開発

人権を自分ごととして捉えることのできる、より身近で生活に結びつく教材を開発し活用を推進します。

ウ) 交流

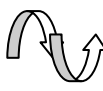

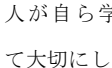
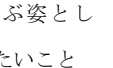
自尊感情を高めたり、社会とのかかわりを通して生活を見つめたりできる豊かな交流を推進します。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ①人権の概念や意義を啓発するリーフレット・啓発教材などを作成します。 ②人権教育連続セミナーの中で、広く人権の概念や意義を学びます。 ③地域総合センターの定期通信により人権にかかる情報の広報・啓発を行います。 ④未就学児の保護者を対象に、子育て支援に関わる講座を開催し、子どもの権利を学ぶとともに保護者間の仲間づくりを推進します。
(基底プランの推進)	「甲賀の人権教育基底プラン」に基づく保育・教育を推進します。
(命の教育プロジェクト)	命の尊さを伝える小・中学校道徳の教材を開発・作成し、市内各校に活用を推奨します。
(平和学習)	小学生の平和学習として、訪問団派遣の広島平和記念事業を行います。
交流事業	<p>公民館等における交流事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育・文化事業を通して住民相互の理解を深める各種交流事業を行います。 ②主体的な住民交流を促進するための支援を行います。 <p>地域総合センターの交流事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民交流と自己啓発を目的とする各種教室、講座、映画会等を開催します。 ②地域に即した各種交流事業を開催するとともに、自主的活動を支援します。

普遍的課題の人権学習系統表

自分らしい生き方を再発見する	高齢期	高齢期の生きがいを創造しよう
「わたし」と人権のかかわりを実感する		常識を疑う・再学習する
		思いを適切に表現する
社会の仕組みを見直す視点を持つ		自分の経験を活用する
		さまざまな活動に参加する
		
多様性を受け入れ対等な関係を築く	成人期	家庭・地域に人権文化を構築しよう
人権問題の解決に必要な概念や枠組みを学ぶ		語り合う・議論をする
		権利と責任について学ぶ
人権の概念や意義について学ぶ		世界に目を向ける
		社会と自分との関係性を見つめる
自分らしい生き方を発見する		感動するものに触れる
		
人間の尊厳について学ぶ	青年期	いろいろな人権問題に気づき自己決定しながら生きよう
ちがいに気づき互いに認め合う態度を育てる		自分で行動計画を立てる
		苦しくてもやり遂げる
もめごとの解決など具体的な場面での行動力を高める		想像する 創意工夫する
		論理的に考え、批判する
コミュニケーション能力を高める		
ありのままの自分を見つめ、自尊感情を高める	少年期	人権の学びを通じて仲間とともに伸びよう
命と自然に触れ感性を高める		人の役に立つ体験をする
		感謝と協働を学ぶ
		いろんな人とよく遊ぶ
		様々な失敗を体験する
		
	乳幼児期	子どもたちの心に人権感覚を芽生えさせよう
		自分で何でもやってみる
		言葉の受け応えを覚える
		いっしょに何かをする
		相手の反応に気づく
		甘える
		温かいふれあいがある
		体じゅうで表現する

学習テーマ例  人はさまざまな体験を重ね、行きつ戻りつしながら成長していきます。それぞれ  人が自ら学ぶ姿として  の段階に必要な力は、固定的・一般的ではなく、その人にとっての順序があります  て大切にしたいこと

(2) 個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進

① 同和問題

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

同和問題の課題解決に向かう取り組みを行うとともに、自由な意見交換のできる環境づくりを行います。

イ) 自立支援

すべての地区住民が自立し、自己実現できるよう支援します。

ウ) 住民交流

地区内外の交流を促進し人権のまちづくりを進めます。また地区住民と周辺地区住民が協働し、自発的な事業展開ができるよう支援します。

【具体的な施策】

施策	内容
教育・啓発事業	<p>あらゆる場における同和問題をテーマにした人権教育・啓発を推進します。</p> <p>①差別解消に向けた行動化の欠如、ねたみ意識、自然解消論、身元調査当論の解消に向けた啓発教材を作成します。</p> <p>②土地差別意識の解消に向けた教育・啓発を行います。</p> <p>③市内差別事件を教材化し教育・啓発に役立てます。</p> <p>④エセ同和行為(※8)に対して正しく理解する教育・啓発を行います。</p> <p>⑤同和問題啓発強調月間の街頭啓発を行います。</p> <p>⑥部落史を編纂します。</p> <p>市史編纂事業の調査成果を生かしながら、甲賀市内の被差別部落の起源と歴史的経緯を明らかにし、併せて運動・行政・教育の歴史をまとめ啓発に役立てます。</p> <p>⑦人権・同和教育指導員を配置し、人権教育・啓発の充実を図ります。</p> <p>⑧学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、差別の現実に深く学ぶことを通して自分自身の生き方を問い直し、人と豊かなつながりを求め、部落差別をなくしていこうとする力を養います。</p>
地区住民の自立支援	<p>①児童・生徒の学力向上と進路保障をめざした自主活動学級の充実を図ります。また保護者会組織の充実に取り組みます。</p> <p>②地域総合センター職員および学校教職員の連携・交流の推進を図り、自主活動学級をはじめとする課題のある児童・生徒の支援を充実します。</p> <p>③経済的理由により進学を断念することのないよう各種奨学金制度の活用を推進します。</p> <p>④中途退学者等に対して資格取得等再学習機会の提供などの相談指導を行います。</p> <p>⑤不登校や中途退学、不就学などの課題をかかえる子どもと保護者等を支援するための指導・相談体制を充実するとともに教育ケース会議を開催します。</p> <p>⑥地域総合センターに人権・同和教育指導員を配置し地区住民の自立を支援します。</p>

住民交流	地域総合センターを誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとし、隣保館活動や教養・文化活動、広域的交流活動の充実した住民交流の場にします。
人権のまちづくり	地域総合センターを人権のまちづくりの拠点とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解を促す学習の場とします。

② 女 性

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

女性の社会参加と男性の家庭・地域参画を促進し、男女の対等なパートナーシップを確立するための教育・啓発を推進するとともに、母性の重要性についての正しい理解と女性に対する暴力の根絶について教育・啓発を行います。

イ) 参加促進

あらゆる分野における意志決定過程への女性の参画を促進します。

ウ) 活動団体等の支援

自主的な活動団体等を支援します。

【具体的な施策】

施 策	内 容
教育・啓発事業 ＜男女共同参画の促進＞	あらゆる場における男女共同参画をテーマにした教育・啓発を推進します。 ①女性の職業選択の自由と働く権利が保障される環境づくりを行います。 ②男女が協力して家事・育児をしやすい環境づくりを教育・啓発します。 ③固定的な男女の役割分担意識を払拭するための教育・啓発を行います。 ④性別による決め付けのない男女平等意識を普及推進します。 ⑤男女共同参画フォーラムやセミナーを開催します。 ⑥男女共同参画を推進する市民活動団体やリーダーを育成及び支援します。 ⑦パンフレットなどのさし絵に配慮します。 ⑧学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学び、自分らしく生きることを尊重しあえる態度を培います。
＜性の尊重 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※9)＞	①心身の発達段階に応じ、学校における性教育の適切な学習の支援を行います。 ②男女とも健康の保持・増進をめざし、身体や性に関する正しい知識を普及します。
＜暴力・人権侵害の根絶＞	①女性に対する暴力、売買春、性犯罪等の根絶、性の商品化や暴力表現などの根絶に向けた教育・啓発を行います。 ②DV・セクハラ・ストーカー行為等を防止するための教育・啓発を行います。 ③企業においてセクハラ防止の啓発を行います。

参加推進	地域活動などのあらゆる方針・意思決定過程の場に、女性が参画しやすい環境づくりを行います。
活動団体等の支援	男女共同参画社会づくりをめざす自主的な活動団体等を支援します。また、ネットワークの構築など連携活動を推進します。

③ 子ども

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

子どもの人権を尊重する意識を広く市民に教育・啓発します。

イ) 課題解決

いじめ、暴力、不登校は、児童・生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための取り組みを一層推進します。

ウ) 自立支援

子どもの権利を保障するための支援を行います。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業	あらゆる場における子どもの人権をテーマにした教育・啓発を推進します。 ①「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を児童・生徒、教職員、保護者や市民、児童福祉関係者に周知します。 ②子どもへの暴力、虐待防止のための啓発を行います。 ③教職員等に、児童・生徒一人ひとりをより深く理解するための教育相談に関する研修を行います。 ④学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」をふまえ、子どもの人権を保障し、権利行使の主体者として子どもを育みます。
課題解決への支援	①子どものいじめや暴力を解決する取り組みを推進します。 ②PTAによる子どもの人権を守る事業を支援します。
自立支援	①不登校の子どもに対して、適応指導教室（※10）、プレイスクール（※11）の取り組みを支援します。 ②経済的な理由で高等学校・大学等に就学困難な生徒に対し奨学資金を給付します。また市民に当該制度を周知します。

④ 高齢者

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

高齢者の尊厳を保持し、理解・尊重する意識を普及します。

イ) 生きがいと社会参加

豊かな経験や知識を十分に活かせる生きがい活動を促進します。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業	あらゆる場における高齢者の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。 ①高齢者に対する虐待等による人権侵害の発生を防止する広報や啓発を行います。 ②市立の医療現場から、講座開催等により高齢者の人権問題を地域住民に啓発します。 ③社会福祉施設関係者が行う高齢者にかかる人権研修を支援します。 ④保育園・幼稚園・学校において、授業参観や行事を通じ、高齢者との交流を図り、高齢者を尊重する意識を育てます。 ⑤学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、自らの将来像と照らしながら、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期をすごすことができる社会の実現をめざす保育・教育を進めます。
社会参加	①高齢者にスポーツ事業の参加機会を提供し、指導者を確保します。 ②高齢者に文化活動、地域活動、ボランティア活動等の参加を促します。

⑤ 障がいのある人

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めます。

イ) 自立支援

障がいのある人の自立を支援する取り組みを行います。

ウ) とともに生きるまちづくり

あらゆる場での交流を促進し、誰もが安心して生活できる地域づくりをめざします。

【具体的な施策】

施策	内容
教育・啓発事業	あらゆる場における、障がいのある人の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。 ①障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深める研修を行います。 ②障がいのある人に対する虐待等による人権侵害の発生を防止する広報や啓発を行います。 ③市立の医療現場から、講座開催等により障がいのある人の人権問題を地域住民に啓発します。 ④社会福祉施設関係者が行う障がいのある人にかかる人権研修を支援します。 ⑤学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心してともに生活できる地域社会をめざして主体的にかかわろうとする態度を培います。
自立支援	保育園・幼稚園・学校において、身体・知的などの障がいや発達障がい（LD※12）・ADHD※13）、高機能自閉症※14など）のある児童・生徒に対し、学力補充や機能回復、教育相談を実施し必要な支援を行います。
交流事業	スポーツ、文化、地域活動、ボランティア活動等あらゆる場を通じ、交流を促進します。
社会参加	障がいのある人にスポーツ事業の参加機会を提供し、指導者を確保します。

⑥ 外国人

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

外国人に対する差別や偏見の解消と、多文化共生社会についての教育・啓発を推進します。

イ) 自立支援

外国人及び外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して暮らし、学べるよう支援します。

ウ) 交流促進

多様な文化や価値観を認め合い尊重しあえる交流事業の促進を図ります。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業 (交流事業)	あらゆる場における、外国人の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。 ①国際理解を深めるため国際交流事業を実施し、異文化交流の促進や、多文化共生社会についての啓発を推進します。 ②保育や教育を通じ、多文化共生の視点から仲間づくりを推進し、在住外国人の母国の文化や伝統を尊重し相互の正しい理解を深めます。 ③学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、民族、人種、国籍、言語などが自分と異なる人々に関心を持ち、違いをよさとして認めあう多文化共生の社会づくりをめざす保育・教育を進めます。
自立支援	①外国人に対して、日常生活に必要な情報提供等の支援を行います。 ②ポルトガル語通訳を設置し、外国人構成率の高いブラジル人の窓口業務での通訳、行政文書の翻訳を行います。 ③外国人のための日本語教室をボランティア団体と協働し開催します。 ④来日当初の外国人児童・生徒が初期段階で適応するために、日本語指導や生活支援を充実するとともに継続的な支援を行います。
活動団体等の支援	交流事業を行う活動団体を支援します。

⑦ 患者等

エイズ患者^(※15)やH I V感染者、ハンセン病患者・元患者をはじめとする様々な患者およびその家族が、地域社会や職場から排除されたり、入園や入学を拒否されたり、プライバシーを侵害されたりするなどの差別が社会問題となっています。医学的な対応とともに、患者、元患者や家族に対して人権に関する配慮が欠かせません。私たちは、感染症についての正しい理解に努めるとともに、偏見や差別の意識を生んできた背景には、医学的に不正確な知識や思い込みからくる過度の危機意識があることを知っておかなければなりません。

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

H I V感染者、ハンセン病患者・元患者等について、正しい知識と理解を深め、偏見を排除します。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業	<p>H I V感染者、ハンセン病患者・元患者、結核患者、難病患者をはじめとする様々な患者について、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行います。</p> <p>①H I V感染者、ハンセン病患者・元患者等への理解を深める研修を行います。</p> <p>②市立の医療現場から、講座開催等により感染症患者・要援護者等の人権問題を地域住民に啓発します。</p> <p>③市立の医療機関関係者における人権教育・研修の充実を図ります。</p> <p>④社会福祉施設関係者が行う患者等にかかる人権研修を支援します。</p> <p>⑤学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、感染症と患者等への差別問題についての正しい理解を深めます。</p>

⑧ インターネットによる人権侵害

インターネット上の誤った偏った情報、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現などにより、人権にかかわる問題が発生しています。発信者に匿名性があり、情報発信が技術的にも心理的にも容易にできるなどの要因が、一瞬のうちに重大な人権侵害事象の発生を可能にしている現実があります。

私たちは、与えられた情報には、誤ったものや偏ったものが存在していること、情報の収集や発信には、個人の責任やモラルが必要であることを知っておかなければなりません。

【施策の方向性】

ア) 教育・啓発

個人のプライバシーや人権尊重に関する正しい理解を深めます。

イ) 調査研究

インターネット・携帯電話による人権侵害の実態を把握します。

【具体的な施策】

施策	内 容
教育・啓発事業	<p>①市民に対し、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて、正しい知識と理解を深める研修を行います。</p> <p>②インターネット上の市内にかかわる差別書き込みについて、対応する窓口を設置するとともに、窓口の周知を行います。</p> <p>③学校教育において、情報モラルやメディアリテラシー(※16)を身に付けるとともに、被害者にも加害者にもならない取組みを行います。</p>
調査研究	<p>小・中学校において、インターネット上における人権侵害の実態を把握します。</p>

⑨その他のさまざまな人権問題

犯罪被害者等

犯罪や事故の被害者等は、命を奪われる、家族を失う、けがをする、物を盗まれるなど、生命・身体・財産上の直接的被害だけでなく、その後が生じる「二次被害」に苦しめられています。「二次被害」の具体例としては、事件にあった事による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な噂やマスコミ取材・報道によるストレス・不快感などがあります。

平成16年(2004年)12月に制定された「犯罪被害者等基本法」では、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益保護を図る事を目的としています。

犯罪被害者等の心理を理解して接するとともに、心の傷の回復に向けて支援する事が大切です。

「ホームレス」

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を余儀なく起居の場所とし日常生活を営む人をいいます。平成15年(2003年)1月から2月にかけて行われた調査では、全国で約25,000人の「ホームレス」が確認されましたが、その存在は一部の都市だけでなく地方までひろがっています。多くは長引く景気低迷の影響を受けた人たちで、十分な食事がえられず、半数の人が体調の不良を訴えています。さらに、「ホームレス」に対する暴行事件が発生するなど社会問題となっています。

「ホームレス」の人々の人権を保障するには、そのおかれている状況を理解するとともに、自らが自立への意欲を持てるような社会復帰に向けた支援を行う事が必要です。

アイヌの人々

アイヌの人々は、中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策等により、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

日本は決して単一民族・単一文化の国ではありません。先住民族や渡来人等の存在と、それらの人々に関わる歴史を正しく知る必要があります。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は本人に真摯な更正意欲があっても、本人やその家族に対する差別や偏見は根強く、当事者の社会復帰する環境は厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲と合わせて、家族・職場・地域社会などの周囲の人々の理解と支援が必要です。

性の多様性

一般的に、性別は男性・女性の2つに分けられるとするのが当然とされてきましたが、世の中にはこういった枠組みにあてはまらない人もいます。また、自分の性に違和感を感じている人がいることも明らかになってきました。セクシャル・マイノリティ(性的少数者)と呼ばれる人たちです。この存在が十分に知られていなかったり、誤解されていたりすることによって、いわれのない偏見や差別にさらされています。

社会に存在する固定的な性の考え方を問い直し、性別や性の多様性を認める必要があります。そして、性別にかかわらず「一人の人」であることによって尊重される社会を創っていくことが大切です。

上記以外にも、沖縄の人々、婚外子、拉致被害者、ひとり親家庭等を取りまくさまざまな人権問題があります。さらにまだ誰も気づけていない問題、新たに発生してくる問題もあるでしょう。

しかし、これほどさまざまな問題が差別と認識され明らかになってきた背景には、同和教育・人権教育のこれまでの取り組みが、人々の人権意識を高め、解決するための機関や制度の充実を推進する力となってきたことがあります。

例えば、虐待の問題について言えば、子どもの権利について広く認識されてきたことが、「しつけだ」とか「各家庭のやり方だから」と考えがちだったことを「問題だ」と気づき、解決に向けた取り組みを促進してきたといえます。

甲賀市は、よりよい未来を切り拓くために、さまざまな差別問題について学習機会を設け、解決に向けた教育・啓発を推進します。

【具体的な施策】

施策	内容
教育・啓発事業	犯罪被害者等、「ホームレス」、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性の多様性等にかかるあらゆる人権問題についての正しい知識と理解を深める教育・啓発を行います。

3 あらゆる場における施策の推進

(1) 家庭

家庭は、子どもが最初に経験する社会として、人間形成を図るうえで大きな役割を果たす場です。社会の基盤となる家庭こそ人権が尊重されなければなりません。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法は「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。第10条2」として、家庭教育の充実に向けた国及び地方公共団体の役割を明記しています。甲賀市は、家庭の中で一人ひとりを認め尊重する豊かな心が育まれるよう、学習機会や学習情報を提供し教育および啓発の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策	内容
啓発事業	あらゆる人権問題について人権教育・啓発事業を行います。 ①市広報誌に人権教育・啓発記事を掲載します。 ②「市民憲章」や「人権宣言」を大会冊子などに掲載するなど、あらゆる機会を通じて市民啓発を行います。
研修会等	①人権教育連続セミナーを開催します。 ②人権教育研究大会を開催します。 ③社会教育団体に人権研修の実施を促し支援を行います。 ④公民館等で人権・同和教育講座を開催します。 ⑤公民館等を利用する自主活動団体に人権研修の実施を促し支援を行います。 ⑥保育園・幼稚園の保護者の人権研修を行います。
教材・書籍等	①甲賀市の現状に即した人権啓発教材を開発・作成します。 ②図書館に人権同和関連書籍コーナーを設置し、人権週間には資料を展示します。
関係機関との連携	(社) 甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。

(2) 保育園・幼稚園

就学前教育においては、保育者のあたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を築いていくなかで、いのちを大切にできる感性を養うことを通して人権尊重の芽生えを育むとともに、集団生活を通して互いを認め合う仲間づくりを推進します。保護者に向けては、子育てに関わるさまざまな情報を発信したり、保護者への相談活動を充実するなど、豊かな親子関係を形成していくための子育て支援を推進します。

【具体的な施策】

施策	内容
基底プランの推進	「甲賀の人権教育基底プラン」に基づく保育及び教育を推進します。
支援事業 (指導者養成)	①人権教育保育研究会の支援及び指導を行います。 ②人権教育推進主任・同和教育主任等担当者会の開催・支援を行います。 ③中学校区人権教育地域ネット整備事業(※17)を支援します。 ④保育士及び教職員の人権教育全員研修会を開催します。 ⑤人権教育推進主任・同和教育主任等担当者会研修の開催及び各ブロック人権教育推進主任・同和教育主任担当者会研修の支援を行います。
推進組織の充実	各園に人権・同和保育運営委員会を組織化し、人権・同和教育の推進を図ります。
教育相談	関係機関と連携し教育相談活動を行います。
関係機関との連携	(社) 甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。

(3) 学校

学校教育では、学校生活のあらゆる場を通して相互に尊重しあえる人間関係づくりを推進し、人権に関する知識を深め豊かな感性を育み、問題解決能力など人権に関わるスキル（技能）を培うことが求められています。さらに、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけ、学力を高め、自主自立の精神と社会性を養えるように、生涯にわたる自己実現を図るための進路を保障することが重要です。

このため、子どもの実態を発達段階および家庭や地域の課題等から捉え、系統のおよび発展的な学習を展開させるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、家庭や地域の理解と協力を得ながら教育活動を展開していきます。

【具体的な施策】

施策	内容
基底プランの推進	「甲賀の人権教育基底プラン」に基づく教育を推進します。
支援事業 (指導者養成)	①人権教育授業研究会の支援及び指導を行います。 ②人権教育推進主任・同和教育主任等担当者会の開催・支援を行います。 ③中学校区人権教育地域ネット整備事業を支援します。 ④教職員の人権教育全員研修会を開催します。 ⑤人権教育推進主任・同和教育主任担当者会研修の開催及び、各ブロック人権教育推進主任・同和教育主任担当者会研修の支援を行います。
推進組織の充実	各学校に児童会・生徒会人権委員会、PTA人権部会を組織化し、人権・同和教育の推進を図ります。
教育相談	関係機関と連携し教育相談活動を行います。
関係機関との連携	(社) 甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。

(4) 地域

地域においては、差別や偏見のない人権尊重の精神に貫かれた明るく住みよいまちづくりを推進します。草の根的な地区別懇談会を推進するとともに、地域総合センターや市公民館等では、多種多様な学習機会や情報の提供などの学習環境づくりを行い、より多くの市民に学習の場を提供します。学習内容では、同和問題はもとよりあらゆる人権問題を取りあげるとともに、普遍的な課題についての学びも深める事ができるよう工夫・充実を図ります。

また、教育や文化事業を通して市民相互の理解を得るための各種交流事業を実施するとともに、主体的な住民交流を促進するための支援を行います。

【具体的な施策】

施 策	内 容
教育・啓発事業	<p>あらゆる人権問題について人権教育・啓発事業を行います。</p> <p>①市広報誌に人権教育・啓発記事を掲載します。</p> <p>②「市民憲章」や「人権宣言」を大会冊子などに掲載するなど、あらゆる機会を通じて市民啓発を行います。</p>
研修会等	<p>①「人権学習サポーター養成講座」を開催し、「推進リーダー」の支援や講演活動ができる人を養成し、実践の場を提供します。</p> <p>②人権教育連続セミナーを開催します。</p> <p>③人権教育研究大会を開催します。</p> <p>④行政職員に対し地区別懇談会推進リーダー研修会を開催します。</p> <p>⑤人権擁護委員、人権擁護推進員、人権・結婚相談員の合同研修会を開催します。</p> <p>⑥社会教育団体に人権研修の実施を促し支援を行います。</p> <p>⑦公民館等で人権・同和教育講座を開催します。</p> <p>⑧公民館等を利用する自主活動団体に人権研修の実施を促し支援を行います。</p> <p>⑨保育園・幼稚園の保護者の人権研修を行います。</p> <p>⑩市内の著名な歴史や遺跡に人権の視点から、スポットをあて、歴史を捉えなおし、人権を考える講座を人権教育連続セミナーと連携して開催します。</p> <p>⑪人権啓発講師を確保します。</p>
交流事業	<p>公民館等における交流事業を推進します。</p> <p>①教育・文化事業を通して住民相互の理解を深める各種交流事業を行います。</p> <p>②主体的な住民交流を促進するための支援を行います。</p> <p>③地域総合センターを誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとし隣保館活動や教養・文化活動、広域的交流活動の充実した住民交流の場にします。</p>
人権のまちづくり	<p>地域総合センターを人権のまちづくりの拠点とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解を促す学習の場とします。</p>
街頭活動	<p>①同和問題啓発強調月間の街頭啓発を行います。</p> <p>②人権週間街頭啓発を行います。</p> <p>③公共施設に人権にかかる看板やパネル等の啓発物を掲示します。</p>

教材・書籍等	<ul style="list-style-type: none"> ①甲賀市の現状に即した人権啓発教材を開発・作成します。 ②図書館に人権同和関連書籍コーナーを設置し、人権週間には資料を展示します。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育推進協議会が実施する地区別懇談会をはじめとする様々な事業について、支援及び協力を行います。 ②人権啓発活動にかかるボランティア・NPO・NGO団体との協働を進めます。 ③（社）甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。

（５）企業

企業においては、企業が果たすべき社会的責任について自覚と実践が図られることが重要です。差別のない明るい職場づくりと就職の機会均等に基づく公正・公平な採用選考を実現することが重要な責務であるといえます。

そのため、企業内での人権意識の確立を図ります。特に企業人権・同和問題意識調査等の結果をふまえ、「企業づくりは人づくり」という認識のもと、実態に即した教育・啓発が図れるように関係機関・団体との連携を推進します。また、企業訪問や巡回指導を通して、人権研修を社内研修の一環として位置づけるとともに、就職の機会均等に基づく公正・公平な採用選考や雇用の促進が図られるよう働きかけます。

【具体的な施策】

施 策	内 容
教育・啓発事業 (指導者養成)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内企業・事業所の指名業者に人権研修を行います。 ②新規就職者を対象とした人権研修を行います。 ③市内企業・事業所の従業員を対象とした人権研修を行います。 ④市内企業・事業所の経営者トップを対象とした人権研修を行います。 ⑤市内企業・事業所の窓口担当者を対象とした人権研修を行います。 ⑥市内企業・事業所の窓口担当者を対象とした人権フィールドワークを行います。
啓発指導	<ul style="list-style-type: none"> ①市内の窓口担当者設置企業が自主的、積極的に人権研修を実施するよう啓発指導を行います。 ②市内企業・事業所の指名業者に人権研修実施状況調書の提出を求めます。

関係機関との連携	<p>③従業員の採用にあたって、公正公平な採用選考と就職困難者の雇用促進が行われるよう啓発指導を行います。</p> <p>(社) 甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。</p>
----------	---

(6) 人権に関わりの深い特定職業従事者

行政関係者、教職員、医療関係者および福祉関係者など人権に関わりの深い職業従事者は、日常の業務の中で特に人権尊重の視点が不可欠であるため、人権教育の取り組みをさらに強化する必要があります。そのためには、相互の連携やネットワークを強化し、実践力の向上につなぐ学習機会を充実します。また人権のまちづくりを推進するため、人権に関わりの深い職業従事者が、社会のあらゆる場面で同和教育をはじめとする人権教育・啓発の推進者として活躍していける取り組みを推進します。

【具体的な施策】

施策	内容
教育・啓発事業 (市職員) (教職員等) (議会議員) (医療関係者) (福祉施設関係者) (指定管理者)	人権に関わりの深い特定職業従事者の人権意識の向上を図るため研修を行います。 ①甲賀市職員対象に階層別・課題別等の人権研修を行います。 ②各課等に人権リーダーを設置し職場内の人権研修を行います。 ③保育園・幼稚園職員の人権意識の向上を図るため、研修を行います。 ④教職員の人権意識の向上を図るため、研修を行います。 ⑤甲賀市人権尊重推進委員会が行う人権研修を支援します。 ⑥市立の医療機関関係者の人権研修の充実を図ります。 ⑦福祉施設関係者の行う人権研修を支援します。 ⑧指定管理者の人権研修の実施や参加を促します。
関係機関との連携	(社) 甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。

第5章 計画の推進体制等

1 総合的な推進体制の整備

(1) 全庁的な推進体制

甲賀市人権教育基本計画の推進を図るため、甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部設置規程による甲賀市人権教育推進本部のもと、関係部局がそれぞれの役割を担い相互の連携を図りながら、全庁的な人権教育を推進します。

(2) 人権教育推進委員会

甲賀市人権教育基本計画の推進に際し、甲賀市人権教育推進委員会において幅広く市民の意見を求め、人権教育の推進に生かします。

(3) 関係団体・機関との連携

甲賀市人権教育基本計画にかかる施策の推進については、甲賀市人権教育推進協議会をはじめとする人権関係団体や社団法人甲賀・湖南人権センターなどの人権関係機関と連携を図り、情報の共有や啓発事業の共催など効果的な啓発の取組みを推進します。

2 進行管理と見直し

甲賀市人権教育基本計画は、庁内の計画推進機関である「甲賀市人権教育推進本部」において、施策の実施状況を所属課別の事業調書で点検し進行管理を行います。また教育委員会所管の外部検討機関「甲賀市人権教育推進委員会」において、その成果を評価し、人権教育および人権啓発の推進に必要な事項を検討します。さらに定期的に意識調査等を行い、事業効果を検証し改善に努めます。

今後、人権を取り巻く社会環境の変化に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。

【用語解説】

No.	用語	解説
※ 1	障がい (表記について)	身体障害者福祉法の制定により法的には「障害」という表記を使用しているが、近年、人権尊重の視点から「障がい」や「障碍」など、より適切な表記の検討がなされている。本計画では甲賀市総合計画、甲賀市人権総合計画との整合性から「障がい」を使用する。
※ 2	人権文化	すべての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性および感性の両面から理解を深めるとともに、自己的人権と同様に他人の人権をも尊重するという行動様式が社会の隅々まで浸透している状況をいう。
※ 3	ドメスティック・バイオレンス (DV)	DVとはドメスティック・バイオレンスのことで、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的なもの等も含まれる。
※ 4	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	性的いやがらせのことで、相手の意思に反する性的な言動をいう。
※ 5	ノーマライゼーション	障がいのある人など社会的に不利を負いやすい人々が、一般社会の中で他の人々と同じように生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常であるという考え。
※ 6	H I V感染者	H I Vは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、主に性的感染、血液感染、母子感染により免疫力が低下し、免疫不全を起こす。H I V感染者はH I Vウイルスに感染しているが、エイズを発症していない人のこと。
※ 7	甲賀の人権教育 基底プラン	甲賀市内の学校・園において、人権教育を進めていくうえで基盤となる指導の手引きのこと。
※ 8	エセ同和行為	あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに不当な利益を要求する行為。
※ 9	リプロダクティブ・ヘルス / ライツ	個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。
※ 10	適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行い、学校復帰を支援する教室。

No.	用語	解説
※11	プレイスクール	不登校児童生徒などを対象に、乗馬や水泳などのさまざまな体験によって、子どもたちが居心地がよく安心して活動できる場所として開校しているところ。
※12	LD	LDとは、学習障害のことをいい、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
※13	ADHD	ADHDとは、注意欠陥・多動性障害のことで、多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害の一つ。
※14	高機能自閉症	高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
※15	エイズ患者	エイズ（AIDS）は、「後天性免疫不全症候群」といい、HIVの感染により体の免疫力がなくなって、いろいろな合併症（日和見感染症や悪性腫瘍など）を引き起こす病態のことをいう。エイズ患者はエイズを発症した人のこと。
※16	メディアリテラシー	マスメディアが報じる情報は、社会的に「現実」「真実」と受けとめられる傾向にあるが、実際には完全な客観報道はあり得ず、そこには何らかの意図や価値観が込められている。そこで、こうしたメディアの特性について理解し、メディアが伝える情報を自主的に判断して活用する能力のことをいう。
※17	人権教育地域ネット整備事業	中学校を核として学校・園、家庭、地域社会が連携し、人権教育を推進する事業。

【引用・参考文献】

『人権教育推進プラン』

『解説と実践 人権教育のための世界プログラム』

『人権ブックレット49 今人権教育が変わる』

『部落問題・人権事典』

『じんけんスキルブック』

滋賀県教育委員会

平沢安政（解放出版）

森 実（解放出版）

部落解放・人権研究所（解放出版）

兵庫県人権・同和教育研究協議会

【参考資料】 事業調書

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
1	甲賀市人権尊重推進委員会が行う人権研修を支援します。	特定職業	-	-	議会事務局
2	小学生の平和学習として、訪問団派遣の広島平和記念事業を行います。	地域	○	その他	総務課
3	外国人のための日本語教室をボランティア団体と協働して開催します。	地域	-	外国人	市民活動推進課
4	国際理解を深めるため国際交流事業を実施し、異文化交流の促進や、多文化共生社会についての啓発を推進します。	地域	-	外国人	
5	外国人との交流事業を行う活動団体を支援します。	地域	-	外国人	
6	甲賀市職員の人権意識の向上を図るため研修を行います。 ①甲賀市職員対象に階層別・課題別等の人権研修を行います。 ②各課等に人権リーダーを設置し職場内の人権研修を行います。	特定職業	-	-	職員課
7	指定管理者に人権研修の実施や参加を促します。	特定職業	-	-	行政改革推進室
8	市内企業・事業所の指名業者に人権研修実施状況調書の提出を求めます。	企業	-	-	契約検査課
9	市内企業・事業所の指名業者に人権研修を行います。	企業	-	-	
10	外国人に対して、日常生活に必要な情報提供等の支援を行います。	地域	-	外国人	生活環境課
11	ポルトガル語通訳を設置し、外国人構成率の高いブラジル人の窓口業務での通訳、行政文書の翻訳を行います。	地域	-	外国人	
12	あらゆる人権問題について人権教育啓発事業を行います。 ①「人権学習サポーター養成講座」を開催し、「推進リーダー」の支援や講演活動ができる人を養成し、実践の場を提供します。 ②人権教育連続セミナーを開催します。 ③人権教育連続セミナーの中で、人権の概念や意義を学びます。 ④人権教育研究大会を開催します。 ⑤行政職員に対し地区別懇談会推進リーダー研修会を開催します。 ⑥人権週間街頭啓発を行います。 ⑦人権教育推進協議会が実施する地区別懇談会をはじめとする様々な事業について、支援及び協力をを行います。 ⑧甲賀市の現状に即した人権啓発教材を開発・作成します。 ⑨人権の概念や意義を啓発するリーフレット・啓発教材などを作成します。 ⑩人権啓発講師を確保します。 ⑪公共施設に人権にかかる看板やパネル等の啓発物を掲示します。 ⑫市広報誌に人権教育・啓発記事を掲載します。 ⑬人権擁護委員、人権擁護推進員、人権・結婚相談員の合同研修会を開催します。 ⑭「市民憲章」や「人権宣言」を大会冊子などに掲載するなど、あらゆる機会を通じて市民啓発を行います。	地域	② ⑧	-	人権推進課

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
13	地域総合センターの交流事業を推進します。 ①住民交流と自己啓発を目的とする各種教室、講座、映画会等を開催します。 ②地域に即した各種交流事業を開催するとともに、自主的活動を支援します。	地域	○		人権推進課
14	甲賀・湖南人権センターの啓発・研修・相談・情報の収集提供・調査研究業務を支援します。	地域	-	-	
15	人権啓発活動にかかわるボランティア団体・NPO・NGO団体との協働を進めます。	地域	-	-	
16	あらゆる場における同和問題をテーマにした人権教育・啓発を推進します。 ①差別解消に向けた行動化の欠如、ねたみ意識、自然解消論、身元調査当然論の解消に向けた啓発教材を作成します。 ②同和地区に対する土地差別意識の解消に向けた教育・啓発を行います。 ③市内差別事件を教材化し教育・啓発に役立てます。 ④エセ同和行為に対して正しく理解する教育・啓発を行います。 ⑤人権・同和教育指導員を配置し、人権教育・啓発の充実を図ります。 ⑥同和問題啓発強調月間の街頭啓発を行います。	地域	-	同和問題	
17	地区住民の自立と自己実現を達成するための取り組みを行います。 ①児童生徒の学力向上と進路保障をめざした自主活動学級の充実を図ります。また保護者会組織の充実に取り組みます。 ②地域総合センター職員および学校教職員の連携・交流の推進を図り、自主活動学級をはじめとする課題のある児童・生徒の支援を充実します。 ③経済的理由により進学を断念することのないよう各種奨学金制度の活用を推進します。 ④中途退学者等に対して資格取得等再学習機会の提供などの相談指導を行います。 ⑤不登校や中途退学、不就学などの課題をかかえる子どもと保護者等を支援するための指導・相談体制を充実するとともに教育ケース会議を開催します。 ⑥地域総合センターに人権・同和教育指導員を配置し地区住民の自立を支援します。	地域	-	同和問題	
18	住民相互の交流を促進するための取り組みを行います。 ①地域総合センターを誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとし、隣保館活動や教養・文化活動、広域的交流活動の充実した住民交流の場にします。	地域	-	同和問題	
19	地域総合センターを人権のまちづくりの拠点として運営し充実させます。 ①地域総合センターを人権のまちづくりの拠点とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解を促す学習の場とします。 ②地域総合センターの定期通信により人権にかかる情報の広報・啓発を行います。	地域	②	同和問題	
20	あらゆる場における男女共同参画をテーマにした教育・啓発を推進します。	地域	-	女性	

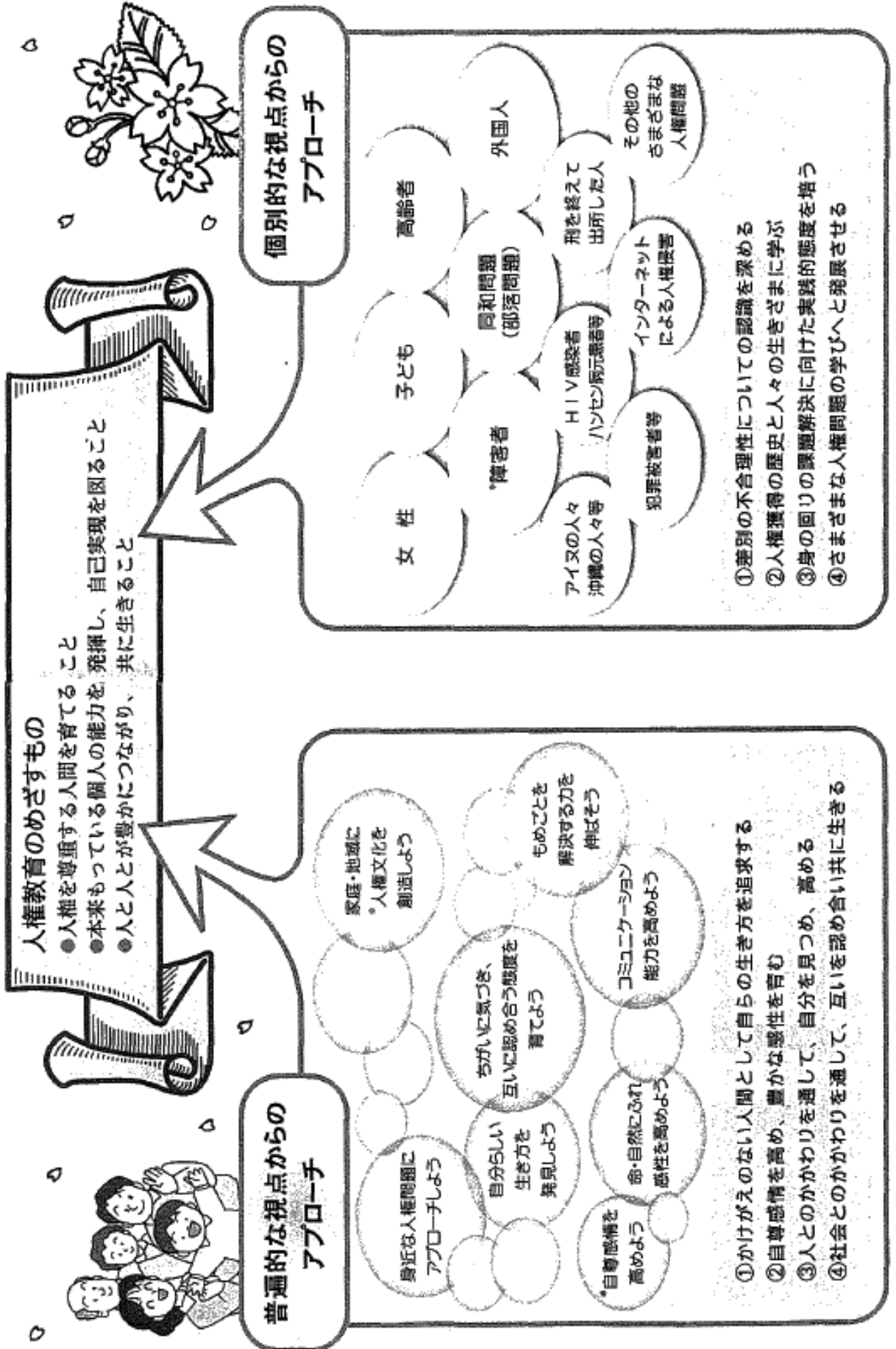
No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
21	<p><男女共同参画を促進する啓発></p> <p>①女性の職業選択の自由と働く権利が保障される環境づくりを行います。</p> <p>②男女が協力して家事・育児をしやすい環境づくりを教育・啓発します。</p> <p>③固定的な男女の役割分担意識を払拭するための教育・啓発を行います。</p> <p>④男女共同参画フォーラムやセミナーを開催します。</p> <p>⑤男女共同参画を推進する市民活動団体やリーダーを育成及び支援します。</p> <p>⑥パンフレットなどのさし絵に配慮します。</p> <p><人権侵害を許さない啓発></p> <p>①女性に対する暴力、売買春、性犯罪等の根絶、性の商品化や暴力表現などの根絶に向けた教育・啓発を行います。</p> <p>②DV・セクハラ・ストーカー行為等を防止するための教育・啓発を行います。</p>	家庭 地域	-	女性	人権推進課
22	地域活動などのあらゆる方針・意思決定過程の場に、女性が参画しやすい環境づくりを行います。	家庭 地域	-	女性	
23	男女共同参画社会づくりをめざす自主的な活動団体等を支援します。またネットワークの構築など連携活動を推進します。	家庭 地域	-	女性	
24	<p>あらゆる場における子どもの人権をテーマにした教育・啓発を推進します。</p> <p>①「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を市民に周知します。</p> <p>②PTAによる子どもの人権を守る事業を支援します。</p>	家庭 地域	-	子ども	
25	あらゆる場における高齢者の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。	地域	-	高齢者	
26	あらゆる場における障がいのある人の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。	地域	-	障がいのある人	
27	障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深める研修を行います。	地域	-	障がいのある人	
28	あらゆる場における外国人の人権をテーマにした教育・啓発を推進します。	地域	-	外国人	
29	<p>HIV感染者、ハンセン病患者・元患者、結核患者、難病患者をはじめとする様々な患者について、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行います。</p> <p>①HIV感染者、ハンセン病患者・元患者等への理解を深める研修を行います。</p>	地域	-	患者	
30	市民に対し、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて、正しい知識と理解を深める研修を行います。	地域	-	インターネット	
31	インターネット上の市内にかかわる差別書き込みについて、対応する窓口を設置するとともに、窓口の周知を行います。	地域	-	インターネット	
32	犯罪被害者、「ホームレス」、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性の多様性等あらゆる問題についての正しい知識と理解を深める教育・啓発を行います。	地域	-	その他	
33	人権にかかわりの深い特定職業従事者の人権意識の向上を図るための研修を行います。	特定職業	-	-	

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
34	高齢者に対する虐待等による人権侵害の発生を防止する広報や啓発を行います。	家庭 地域	-	高齢者	保健介護課
35	＜性を尊重する啓発(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)＞ ①男女とも健康の保持、増進をめざし身体や性に関する正しい知識を普及します。	家庭 地域	-	女性	
36	児童福祉施設関係者の行う人権研修を支援します。 ①「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を児童福祉関係者に周知します。 社会福祉施設関係者の行う人権研修を支援します。 ②高齢者、障がいのある人、患者等にかかる人権研修を支援します。	特定職業	-	子ども 高齢者 障がい者 患者	保健介護課 社会福祉課
37	子どもへの暴力、虐待防止のための啓発を行います。	家庭 地域	-	子ども	社会福祉課
38	スポーツ、文化、地域活動、ボランティア活動等あらゆる場を通じ、交流を促進します。	地域	-	障がいのある人	
39	障がいのある人に対する虐待等による人権侵害の発生を防止する広報や啓発を行います。	家庭 地域	-	障がいのある人	
40	＜企業における人権啓発＞ ①市内企業・事業所の経営者トップを対象とした人権研修を行います。 ②新規就職者を対象とした人権研修を行います。 ③市内企業・事業所の窓口担当者を対象とした人権研修を行います。 ④市内企業・事業所の従業員を対象とした人権研修を行います。 ⑤市内企業・事業所の窓口担当者を対象とした人権フィールドワークを行います。	企業	-	-	商工観光課
41	市内の窓口担当者設置企業が自主的、積極的に人権研修を実施するよう啓発指導を行います。	企業	-	-	
42	従業員の採用にあたって、公正公平な採用選考と就職困難者の雇用促進が行われるよう啓発指導を行います。	企業	-	-	
43	＜男女共同参画を促進する啓発＞ ①性別による決め付けのない男女平等意識を普及推進します。 ＜人権侵害を許さない啓発＞ ①セクハラ防止の啓発を行います。	企業	-	女性	
44	学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、差別の現実深く学ぶことを通して自分自身の生き方を問い直し、人と豊かなつながりを求め、部落差別をなくしていこうとする力を養います。	学校 保育園 幼稚園	-	同和問題	学校教育課 子ども未来課

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
45	<p><男女共同参画を促進する啓発></p> <p>①性別による決め付けのない男女平等意識を普及推進します。</p> <p>②学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学び、自分らしく生きることを尊重しあえる態度を培います。</p> <p><性を尊重する啓発(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)></p> <p>①心身の発達段階に応じ、学校における性教育の適切な学習支援を行います。</p>	学校 保育園 幼稚園	-	女性	学校教育課 こども未来課
46	<p><子どもの権利の啓発></p> <p>①子どものいじめや暴力を解決する取り組みを推進します。</p> <p>②不登校の子どもに対して、適応指導教室、プレイスクールの取組みを支援します。</p> <p>③教職員等に、児童・生徒一人ひとりをより深く理解するための教育相談に関する研修を行います。</p> <p>④「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を児童・生徒、教職員、保護者に周知します。</p> <p>⑤学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をふまえ、子どもの人権を保障し、権利行使の主体者として子どもを育みます。</p>	学校 保育園 幼稚園	-	子ども	
47	命の尊さを伝える小・中学校道徳の教材を開発・作成し、市内各校に活用を推奨します。	学校	○	子ども	学校教育課
48	経済的な理由で高等学校・大学等に就学困難な生徒に対し奨学資金を給付します。また市民に当該制度を周知します。	地域	-	子ども	
49	学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、自らの将来像と照らしながら、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期をすごすことができる社会の実現をめざす保育・教育を進めます。	学校 保育園 幼稚園	-	高齢者	学校教育課 こども未来課
50	<p><子どもの権利の啓発></p> <p>①保育園・幼稚園・学校において、身体・知的などの障がいや発達障がい(LD・ADHD、高機能自閉症など)のある児童・生徒に対し、学力補充や機能回復、教育相談を実施し必要な支援を行います。</p> <p>②学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心してともに生活できる地域社会をめざして主体的にかかわろうとする態度を培います。</p>			障がい者	
51	来日当初の外国人児童・生徒が初期段階で適応するために日本語指導や生活支援を充実するとともに継続的な支援を行います。	地域	-	外国人	学校教育課
52	学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、民族、人種、国籍、言語などが自分と異なる人々に関心を持ち、違いをよさとして認めあう多文化共生の社会づくりをめざす保育・教育を進めます。	学校 保育園 幼稚園	-	外国人	学校教育課 こども未来課

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
53	学校・園では「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、感染症と患者等への差別問題についての正しい理解を深めます。	学校 保育園 幼稚園	-	患者	学校教育課 こども未来課
54	学校教育において、情報モラルやメディアリテラシーを身に付けるとともに、被害者にも加害者にもならない取組みを行います。	学校	-	インターネット	学校教育課
55	小・中学校において、インターネット上における人権侵害の実態を把握します。	学校	-	インターネット	
56	教職員の人権意識の向上を図るため、人権教育研修を行います。	特定職業	-	-	
57	保育園・幼稚園・学校において、授業参観や行事を通じ高齢者との交流を図り、高齢者を尊重する意識を育てます。	学校 保育園 幼稚園	-	高齢者	学校教育課 こども未来課
58	保育や教育を通じ、多文化共生の視点から仲間づくりを推進し、在住外国人の母国の文化や伝統を尊重し相互の正しい理解を深めます。	学校 保育園 幼稚園	-	外国人	学校教育課 こども未来課
59	保育園・幼稚園の保護者の人権研修を行います。	地域	-	-	こども未来課
60	保育園・幼稚園職員の人権意識の向上を図るため、研修を行います。	特定職業	-	-	
61	<p><学校・園における人権・同和教育の推進></p> <p>①「甲賀の人権教育基底プラン」に基づく保育・教育を推進します。</p> <p>②人権教育保育研究会・人権教育授業研究会の支援及び指導を行います。</p> <p>③人権教育推進主任・同和教育主任等担当者会研修の開催及び各ブロック人権教育推進主任・同和教育主任担当者会研修の支援を行います。</p> <p>④各学校・園に児童会・生徒会人権委員会、人権・同和保育運営委員会、PTA人権部会を組織化し、人権・同和教育の推進を図ります。</p> <p>⑤関係機関と連携し教育相談活動を行います。</p> <p>⑥中学校区人権教育地域ネット整備事業を支援します。</p>	学校 保育園 幼稚園	①	-	学校教育課 こども未来課 生涯学習課
62	保育士及び教職員の人権意識の向上を図るため、人権教育全員研修会を開催します。	特定職業	-	-	
63	公民館等で人権・同和教育講座を開催します。	地域	-	-	生涯学習課
64	公民館等を利用する自主活動団体に人権研修の実施を促し支援を行います。	地域	-	-	
65	図書館に人権同和関連書籍コーナーを設置し、人権週間には資料を展示します。	地域	-	-	
66	未就学児の保護者を対象に、子育て支援に関わる講座を開催し、子どもの権利を学ぶとともに保護者間の仲間づくりを推進します。	地域	○	子ども	
67	高齢者に文化活動、地域活動、ボランティア活動等の参加を促します。	地域	-	高齢者	
68	<p>公民館等における交流事業を推進します。</p> <p>①教育・文化事業を通じて住民相互の理解を深める各種交流事業を推進します。</p> <p>②主体的な住民交流を促進するための支援を行います。</p>	地域	○	-	

No.	事業内容	場	普遍的課題	個別課題	所属課
69	社会教育団体に人権研修の実施を促し支援を行います。	地域	-	-	生涯学習課 生涯スポーツ課 歴史文化財課 文振振興課
70	高齢者にスポーツ事業の参加機会を提供し、指導者を確保します。	地域	-	高齢者	生涯スポーツ課
71	障がいのある人にスポーツ事業の参加機会を提供し、指導者を確保します。	地域	-	障がいの ある人	
72	市内の著名な歴史や遺跡に人権の視点から、スポットをあて、歴史を捉えなおし、人権を考える講座を人権教育連続セミナーと連携して開催します。	地域	-	-	歴史文化財課
73	部落史を編纂します。 ①市史編さん事業の調査成果を生かしながら、甲賀市内の被差別部落の起源と歴史的経緯を明らかにし、併せて運動・行政・教育の歴史をまとめ啓発に役立てます。	地域	-	同和問題	
74	市立の医療現場から、講座開催等により高齢者・障がいのある人・感染症患者・要援護者等の人権問題を地域住民に啓発します。	地域	-	高齢者 障がいの ある人 患者	病院事務部
75	市内の医療機関関係者における人権研修の充実を図ります。	特定職業	-	-	



重要課題におけるねらいとポイント

女性

あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学び、自分らしく生きることを尊重しあうこと。

ね
ら
い

1 女性ということで、社会的不利益や差別・偏見が続いている現実とその不合理性に気づく。

2 女性の権利獲得のために立ち上がった人たちの生きざまを通して、男女が平等に参画できる社会づくりのためにどう生きていくかを学ぶ。

3 家庭や園・学校、地域社会の中に習慣化・制度化されている偏見や差別に気づき、なくしていこうとする態度を培う。

4 誰もが自分らしく生き、一人の人として尊重される社会をめざし、性の多様性、セクシャルマイノリティなど新しい課題へと発展させる。

ポ
イ
ン
ト

幼稚園・保育園

ジェンダーにとらわれない園づくりに努め、一人ひとりのよさや違いがその人らしさとして受け入れられる感性を育む。

小学校

ジェンダーにとらわれない学校環境や学級経営に努め、一人の人としてお互いを尊重しあえる態度を育てる。

中学校

女性の人権に関する法令や制度について知るとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、自ら変革していく態度を育てる。

次のようなことが私たちの生活の中にないか点検してみましょう。

- ☆ 色・服装・外見・趣味や好み等による偏見
- ☆ 男女の性別役割分担を肯定しているような生活様式や考え方
- ☆ 祭りや宗教行事等での女性排除
- ☆ 不合理なしきたり・因習・伝統
- ☆ 非科学的で差別的な習慣
- ☆ 年功序列での縦社会意識を抱きそうな風潮



子ども

「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、子どもの人権を保障し、権利行使の主体者として子どもを育むこと。

ねらい

1 すべての子どもは地域社会の中で適切な保護と支援のもとに安心して遊び、学び、生活する権利があることに気づく。またその権利が侵害されている現実に気づく。

2 子どもも権利の主体であることを認められてきた歴史に学ぶ。

3 「児童の権利に関する条約」などで示されている権利の実現のため、家庭、学校、地域の課題に対して自らがかわっていかうとする態度を培う。

4 子どもが幸せに暮らせる社会の実現に向けて、自らの権利を行使しようとする具体的な学びへと発展させる。

ポイント

幼稚園・保育園

安心できる居場所があること、自然や命あるものとふれあう機会があること、自分のすべてを受け入れてくれる大人がいること、群れ遊ぶ仲間がいるなどの環境を整えることで、豊かな感性を育む。

小学校

自分の思いや願いを明らかにすることから、自分にとって本当に大切な権利とは何かを考える態度を育てる。

中学校

「児童の権利に関する条約」等子どもの人権に関する法令や制度について知り、身の回りの人権侵害と世界中の子どもたちの課題との接点をみつけ、権利の主体者としてそれらを解決していかうとする態度を培う。

子どもの人権にかかわる視点は、人権文化に満ちた学校・園づくりのためにとっても大切です。例えば、保育者・指導者と子どもの関係性、校園や学級の雰囲気、学習プロセスや方法など、これらの中に人権が息づいているかどうかということが問われなければなりません。

子どもを尊重し、子どもの思いを聞くことから始める。そうして子どもたち一人ひとりが「わたしは大切にされているんだな。」と実感できる教育環境を保障しましょう。そうすれば子どもたちは、鋭い人権感覚と共に「先生はこうしてくれた。」と、人を尊重する手法をも身につけてくれることでしょう。



高齢者

自らの将来像と照らしながら、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期を過ごすことができる社会の実現をめざすこと。

ね
ら
い

1 生涯を通じて、人としての尊厳を失うことなく自分らしく幸せに暮らしたいという願いに気づく。また、その願いがかなえられにくい現実に気づく。

2 年老いても安心して暮らすことができる社会をめざして取り組まれてきた法令や制度に学ぶとともに、その問題点について考える。

3 地域の高齢者とのふれあいを通して、高齢者の知恵や経験を学ぼうとする態度を培う。

4 高齢者問題について学びを深めるとともに、※障害者や患者、路上生活者等そこから関連するさまざまな社会的弱者の問題へと発展させる。

ポ
イ
ン
ト

幼稚園・保育園

身近な高齢者とかかわりからぬくもりや安心感を感じ、人の温かさと人を思いやることの大切さに気づくとともに豊かな感性を育む。

小学校

地域の高齢者との交流を通して、生活の知恵や人生の在り方について学び、尊び敬う気持ちをもつとともにすごそうとする態度を育てる。

中学校

高齢者の人権に関する法令や制度について知り、高齢者が一人の人間としての尊厳を失うことなく、活躍できるまちづくりに向けて行動しようとする態度を育てる。

高齢者が社会活動の中で積極的な役割を果たせる生きがいの場として、校園においても、子どもが高齢者とかかわる場をたくさんつくるのが大切です。その中で・・・

- (1) 「高齢者」というひとくりではなく「〇〇さん」という一人の人として出会えるように工夫が必要です。
- (2) 施設訪問や福祉体験活動の中に、人権の視点を明確にします。自分らしく生きたいという願いとともに、現実とのギャップやその問題点にふれる学習を意識しましょう。まずは教師がその現実を知ることです。

目の前の子どもたちは、これからの社会を担う「未来の人々」です！

障害者

障害の有無にかかわらず、誰もが安心してともに生活できる地域社会をつくること。

ねらい

1 障害および障害者に対する偏見や差別が、障害者の平等な社会参加を阻んでいる現実気づく。

2 差別や偏見といった心理的バリアをはじめ、物理的、制度的バリアや情報面のバリアの解消に向けた自立のための環境整備について現実の取組みを知る。

3 園・学校の仲間や地域社会など身の回りの障害者問題に気づき、その社会的背景や現状に目を向け解決していこうとする態度を培う。

4 障害者問題についての学びをもとに、高齢者や患者等、関連するさまざまな社会的弱者の問題へと発展させる。

ポイント

幼稚園・保育園

だれとでも自然にふれあえる保育環境をつくり、一人ひとりちがうことがすばらしいと感じられる感性を育む。

小学校

交流や体験を通して、障害について正しく理解し、あたりまえに支えあい助け合って生活していこうとする態度を育てる。

中学校

障害者の人権に関する法令や制度を知り、障害者についての正しい理解と認識の基礎を培い、障害者が自立して生活できる社会をめざして主体的にかかわろうとする態度を育てる。

交流学習や体験活動などの取組みが増えてきました。これらの取組みを生かすためにも、学んだことが報われる学習として効果的に進めましょう。

- (1) 特別支援学級の子どもや学級内の支援を要する子どもなど、校園に在籍する子どもやその家族の思い・願いと重なる学習プログラムを創造しましょう。
- (2) 体験活動の中で、たとえ不自由さを体験したとしても、そのあとに続く学びがないと体験は生きてきません。例えばその立場だからこそ持っている力があることや、誰もがよりよく生きる工夫をしていることに気づくこと、また異なる立場の人の生き方に共感する力をつけることなど、交流や体験活動から得る学びは、限りなく豊かな人間理解につながる学びになります。



※障害者（表記について）：「甲賀の人権教育基底プラン」の中では、身体障害者福祉法に基づく表記に統一しています。

同和問題

(部落問題)

差別の現実に深く学ぶことを通して、自分自身の生き方を問い直し、人と豊かなつながりを求め、部落差別をなくしていこうとする力を養うこと。

ね
ら
い

1 部落差別の不合理・不当性を知るとともに、人々の心に深く根付いている差別意識の存在に気づく。

2 部落史学習を通して、差別と闘ってきた人々の姿に学ぶとともに、差別の解消に向けた取り組みが今日のすべての人権問題を解決していく推進力になっていることを知る。

3 差別を温存・助長している意識について学び、自らの生活や生き方を問い直し、差別をなくしていこうとする態度を培う。

4 部落問題学習を通して、社会生活のさまざまな場面に隠された差別や偏見を見抜く力を培い、誰もが尊重される社会の実現をめざそうとする学びに発展させる。

ポ
イ
ン
ト

幼稚園・保育園

周りの人の意見を受け入れながらも、疑問を持ったことについて自分で考えたり気持ちを伝えたりしながら行動できる力を育む。

小学校

身の回りにある不合理を見抜き行動する力をつけるとともに、部落差別の不合理性を認識する基礎を培う。

中学校

同和問題についての正しい理解や認識を培い、自分の課題としてとらえ解決しようとする態度を育てる。

2004年度実施の甲賀市・湖南市住民意識調査によると、学校同和教育の必要性を認めない住民が、5割弱（47.3%）いるという結果が出ています。これは同和教育が誤解されていたり、マイナスイメージでとらえられたりしていることによります。そもそも同和教育とは、特別なものでも過去のものでもなく、自分自身を認め、ひとや社会とのつながりを学ぶ極めて今日的な教育です。

- ① 子どもの力を信じ、引き出すこと（学習の主権は子どもにある）
- ② 子どもをていねいに見ること（背景をみる、気持ちを聴く）
- ③ 子どもを豊かにつなぐこと（違いを認め合う民主的な集団をつくる）

これら同和教育が大切にしてきたことは、日々私たちが大切にしていることとぴったり重なっているはずです。私たち自身が胸を張り堂々と同和教育を展開していくとともに、保護者や地域へその成果を発信していくことこそ、もっとも効果的な啓発となるでしょう。



外国人

民族、人種、国籍、言語などが自分と異なる人々に関心を持ち、違いをよさとして認め合う多文化共生の社会をつくること。

ね
ら
い

1 自分の周りには、民族、人種、国籍をはじめ文化や習慣の異なる多様な人々がいることに気づくとともに、偏見や差別の現実を知る。

2 自分も含めたさまざまな民族、人種、国籍の人々が一緒に生活している歴史的・社会的背景を理解、認識する。

3 文化や習慣などの違いがあっても、交流し合い安心して暮らしていける仲間づくり・まちづくりを進めていこうとする態度を培う。

4 地域における多文化交流に関心を持つことを通して、共生に向けた具体的な学びへと発展させる。

ポ
イ
ン
ト

幼稚園・保育園

さまざまな国の遊びや音楽、お話や言葉などにふれる活動を楽しむことを通してしなやかな感性を育む。

小学校

さまざまな交流や体験を通して、自国や他国の文化・歴史・習慣を理解し、互いに尊重しあいともに生きようとする態度を育てる。

中学校

外国人住民が日本に住んでいる歴史的経緯や社会背景について知り、同じ地域に住む住民として尊重しあい協力しあう態度を育てる。

食文化体験や多文化交流のつどいなどに取り組む校園が増えてきました。互いの知識や経験を広く活かし合った効果的な交流となるように工夫しましょう。

(1) 誰を核として取り組むかを明確にしましょう。校園に在籍する子どもの思いや願いと重なる取組みとなるよう配慮が必要です。そうするためには、指導者だけで進めないで、子どもたちと一緒に企画していくことが大切です。

(2) 取組みから学んだことを、お返ししましょう。形に残しましょう。

例えば、校園の「〇〇室」の表示を国際化する、外国籍の子どもたちの生活を知るところから生徒指導の視点を広げるなど、取組みから学校が変わっていった足跡が残っていけば、それが何よりの「人権を通しての教育」です。



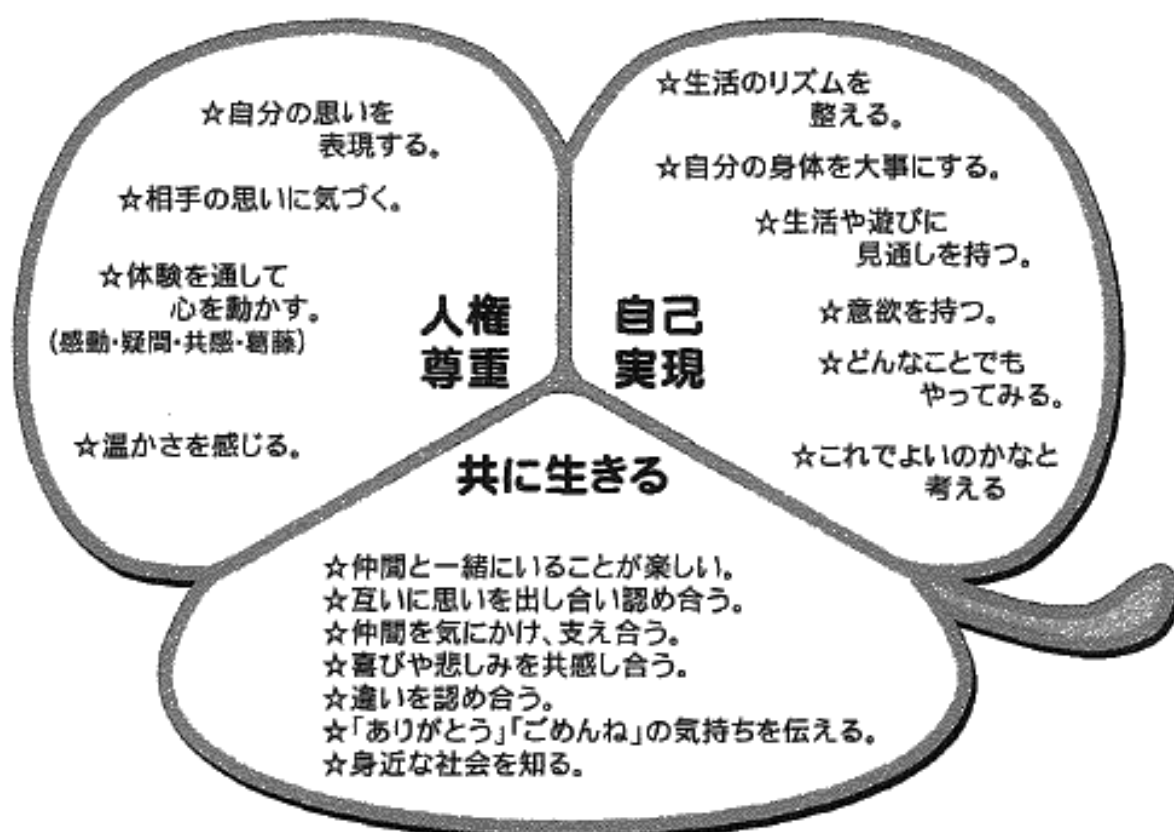
部落史・部落問題学習 系統表

テーマ	ねらいと学習内容	資料など
① 差別の始まり 中世	<p>ねらい</p> <p>社会科単元名(小) 社会科単元名(中)</p> <p>◎制度化されるまでに、民衆の意識の中に不合理な排除意識が芽生えていたことを知る。 ◎差別されていた人々が民衆文化を築き、支えていたことを知る。</p> <p>武士が新しい文化を生み出す 室町文化とその広がり</p> <p>・庭園、能や狂言などは、差別されていた人々により創造されてきたことを知る。</p>	<p>庭師又四郎 銀閣寺の庭園 龍安寺の石庭 狂言、能、猿楽、田楽、ケガレ意識 祝言(ハライ、キヨメ) ゴミとトイレ掃除当番 タッチ遊び</p>
② 差別の制度化 近世前期	<p>◎これまでの民衆の不合理な排除意識を利用して、差別が制度化されたことを知る。 ◎たくましく生き抜き、高い技術を磨いていった、差別されていた人々の生き方に共感する。</p> <p>秀吉が大名をしたがえる 兵農分離と朝鮮侵略</p> <p>・全国の人々を支配するため兵農分離を行い、身分と職業の固定化を進めたことを知る。 ・検地・刀狩・身分統制令により、封建制度の立て直しははかられたことを知る。</p> <p>人々のくらしと身分 さまざまな身分とくらし</p> <p>・身分制度を利用して、武士が支配体制を固めていったことを知る。 ・差別されていた人々が社会の重要な役割を果たしていたことを知る。</p> <p>新しい学問が広がる</p> <p>・差別されていた人々が、高い技術や知識を持ち、たくましく生き抜いたことを知る。</p>	<p>江戸時代の人口変化 (南王子村) 差別されていた人々の携わった仕事 雪駄づくり 太鼓づくり 虎松の祖父の話 蘭学事始 差別・いじめの構造 職業観 家事分担(仕事) →性別役割の固定化</p>
③ 差別のゆらぎと強化 近世後期	<p>◎封建制度のひきしめのために、武士がさまざまな差別政策をとったことを知る。 ◎差別されていた人々が、自らの誇りと生活を守るために立ち上がった姿に共感する。</p> <p>新しい時代への動き 享保の改革と社会の変化 外国船の出現と天保の改革</p> <p>・打ちこわしや百姓一揆の増加にともない、武士が身分の引き締めを図ったことを知る。 ・封建社会における身分制度の不合理性を理解し、人間として誇りを失わず自らが立ち上がった人々の思いに共感し、その生き方に学ぶ。</p>	<p>天保義民 洪染一揆 差別・いじめの構造 いじめと傍観者 反差別行動 (声を上げる必要性) (行動に移す必要性) (協力する必要性)</p>

発達段階に応じた人権教育の推進

(1) 就学前における人権教育

▶つきたい力



▶大切にしたい視点

子どものありのままの姿を受け止め、共に過ごす中で、子どもが自ら育つ力を尊重し、愛情と信頼をもって保育する。

自力では解決できない一人一人の課題に寄り添い、子どもが幸せに生きる権利を保障する取組みを進める。

保護者の子育てへの思いや願いを共有し、家庭・地域・園が共に育てていこうとする関係を築く。

保・幼・小・中・高および関係諸機関との連携を深め、それぞれの独自性と共通性を理解し、一貫した人権教育の実践と相互の交流、研修に努める。

保育者は、子どもの人権感覚に影響を与える存在であることを自覚し、自らの人権感覚を磨き、自己変革に努める。さらに、家庭や地域にも教育・啓発していく。

■年齢別重点目標

年齢	重点目標	重点目標の具体的視点		
		人権尊重	自己実現	共に生きる
0歳	居心地	見る、聞く、触れるなどの体験を通して、感覚を豊かにする。	食欲、排泄、睡眠などの生理的欲求が満たされて、心地よさを感じる。	安心できる保育者との触れあいを心地よく感じる。
1歳	自己表出	身の回りのものに関心や好奇心を持ち、探索活動を十分に楽しむ。	食事、排泄、睡眠などの基本的な生活のリズムを身につけていく。	安心できる保育者の見守りの中で、身近な人や物に関心を持つ。
2歳	かかわりの芽生え	生活や遊びの中で自然物や身の回りのものに触れ、探索意識を十分に満たす。	安心できる保育者と一緒に、簡単な身の回りのことを自分でできる喜びを感じる。	保育者や友だちと一緒に過ごす楽しさを味わう。
3歳	かかわりの深まり	保育者との信頼関係の中で、自分の気持ちや考えを安心して表す。見たり触れたりして身近なものや自然に親しむ。	基本的な生活習慣を身につけようとする。自分がしたい遊びを見つけて、喜んで遊ぶ。	保育者を仲立ちとして友だちとかかわり、一緒にいることや同じ遊びをすることを楽しむ。
4歳	共感	身近な出来事に心を動かし、感じたことや思ったことを様々な方法で表現する。身近な動植物や自然に親しみ生命や触れ合うことのぬくもりに気づく。	経験を重ねながら、日常生活に必要な習慣や態度を身に付けていく。自分がしたい遊びを見つけて、じっくりと遊ぶ。	友だちと一緒に遊んだり生活したりする中で、相手の思いに気づく。
5歳	受容	感動体験を通して心情や探究心を高め、豊かにする。身近な動植物と触れ合う中で温かな感情が芽生え、生命の大切さを感じる。	生活に必要な習慣や態度を身につけ、自分の体を大切にす。やってみようとする気持ちを持ち、様々な活動を通して満足感を味わう。	友だちのいろいろな考えや思いに気づき、お互いに認め合おうとする。友だちの親しみや思いやりを深めながら、善いこと悪いことを知る。

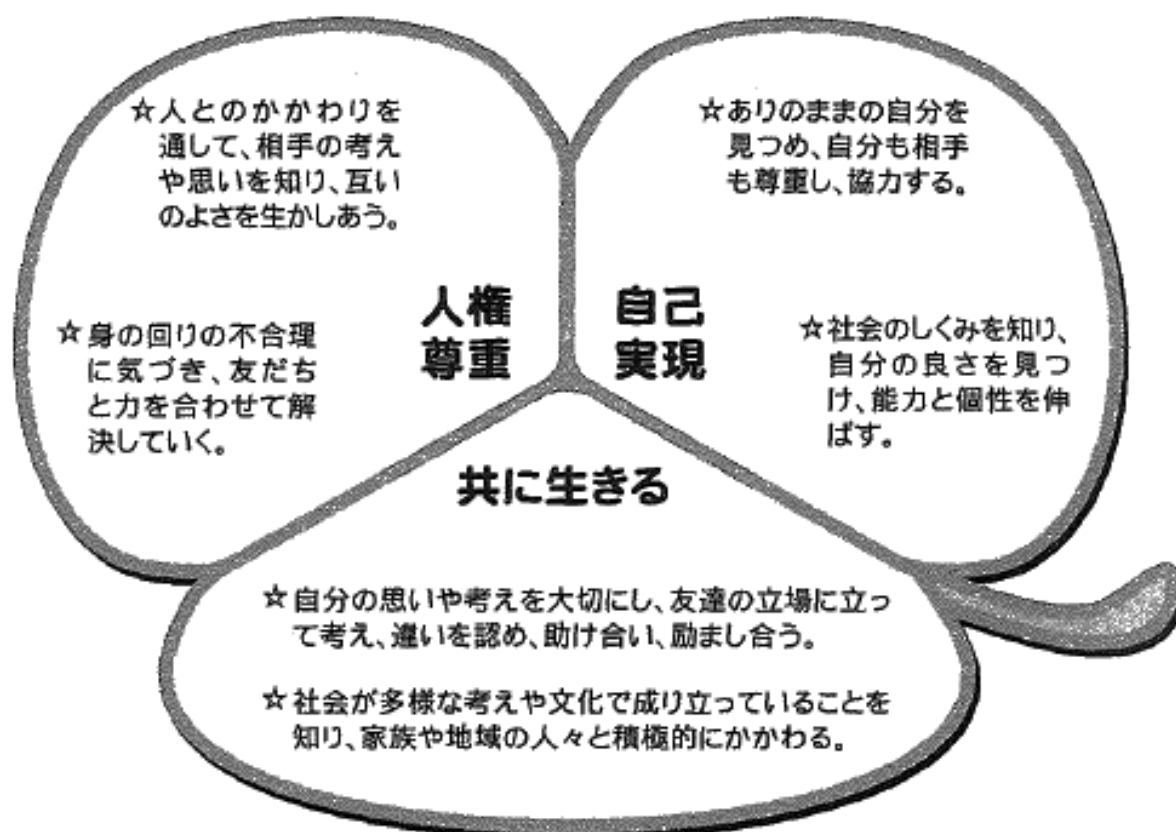
※補足 上記の年齢別重点目標は、保育指針および幼稚園教育要領の5領域に基づいている。5領域は小学校の授業のように、領域別の教育課程が編成されたり、特定の活動と結び付けて指導されるものではない。あくまで一人ひとりの子どもの成長に応じ、日常生活すべての中で指導されるべきものである。したがって、人権教育の重点目標も、一つの目標達成のためだけの活動を設定して指導するものではなく、日常のさまざまな場面で、柔軟且つ適切に指導されなければならない。

■各領域とのかかわり

健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(2) 小学校における人権教育

▶つきたい力



▶大切にしたい視点

人権学習は、子どもの実態・課題からスタートし、自らの問題に気づいていけるようなプログラム作りに心がける。

子どもたちと、タテばかりではなくヨコにつながる人間関係づくりを意識する。→子どもの言葉に耳を傾ける。子どもと対話する。一人の人間として子どもと向き合う。

家庭・地域・関係機関・校園との連携を通して、子どもの深い内面や背景となる生活をとらえ、ありのままの子どもの姿を受け入れるとともに、子ども一人ひとりの成長と進路の保障を図る。

一人ひとりの子どもが、誇りを持って生きられる環境づくりに努める。人（指導者・仲間・職員）、もの（施設・設備・教材）、システム（規則・枠組み・方法）は、こうした環境づくりにとって大切である。

学校や学級の運営も大人だけで決めないで子どもたちの手に委ねる部分を広げるなど、子どもたちの権利を認め、可能性を信じる。

■学年別重点目標

	人権尊重	自己実現	共に生きる
1・2年生	身近な家族や自然からかけがえのない命の大切さを実感する。	自分のことを進んで話し、他人の考えを聞く。	友達や身近な人と支え合い協力し合うことがよいことだと感じられる豊かな感性を身につける。
3・4年生	人間らしく生きることのすばらしさに触れ、人間の尊さ、温かみを実感する。	自分のよさを見出し、自他のよさを生活に生かす。	相手の気持ちや立場を考え、相手を大切にできる態度を身につける。
5・6年生	さまざまな人権問題を学習し、鋭い人権感覚を身につける。	自己のよさを見つめ、将来に対する希望を持つ。	さまざまな人とのかかわりを体験し、共に生きるための豊かな関係を築く。

各教科・領域とのかかわり

各教科 個に寄り添ったきめ細かな支援で、各教科の特質を踏まえた基礎的基本的な学力の充実と徹底を図る。

道徳教育 人間の強さや優しさに共感するとともに、自己の中の弱さにも気づきながら、よりよい生き方を追求する意欲を育てる。

特別活動 一人ひとりの個性を尊重しつつ、互いに高まりあう集団にしていく態度を育てる。

生活指導 自らを大切なものととらえ、よりよい生活をめざし行動する態度を育てる。

環境教育 自然や命あるものにかかわり、生命と環境を大切にできる態度を育てる。

国際理解 多様な文化や習慣を尊重し、他国の人とともに生きていく態度を育てる。

性教育 生命の神秘性と連続性に気づき、命の大切さを感じながら生きていく態度を育てる。

福祉教育 さまざまな違いを個性ととらえ、対等な立場でともに生きる態度を育てる。

情報教育 生活を豊かにする手段としての活用の仕方を学び情報の入手、発信時に人を大切にする態度を育てる。

安全教育 身のまわりの危険に気づき、自分を守る方法を考え、実践できる態度を育てる。

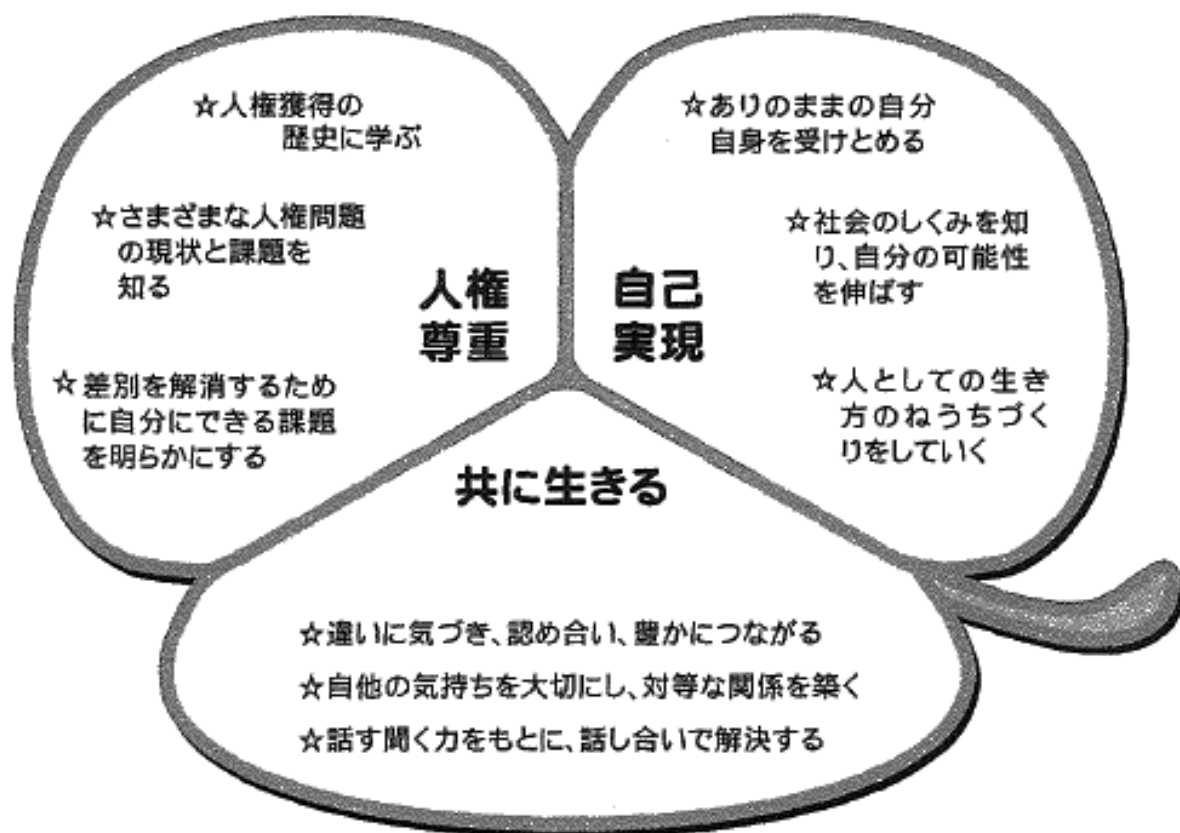
保健教育 かけがえのない命を大切にするために、基本的な生活習慣を身につけ、健全な心と体を育てる。

食育 さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる態度を育てる。



(3) 中学校における人権教育

▶つきたい力



▶大切にしたい視点

生徒は、それぞれ権利の主体をもった人間であることを認識し、聞くこと（傾聴）に主眼をおいた対話を重視する。

生徒一人ひとりの課題を明らかにし、特に課題の大きい生徒については、背景を探りながら一緒に課題を克服していく。

学校生活のあらゆる場面において、さまざまな差別を見抜き、人権尊重の視点が育つよう配慮する。

必要に応じて臨時保護者会や家庭訪問を実施し、保護者の思いや家庭状況を把握しながら生徒理解に努める。

指導者自らがあらゆる人権問題に関心をもち、自己の問題としてとらえ、自己変革を図っていく。

保・幼・小・中・高および関係諸機関との連携を深め、それぞれの独自性と共通性を理解し、一貫した人権教育の実践と相互の交流、研修に努める。

■ 学年別重点目標

	人権尊重	自己実現	共に生きる
1年	身近な不合理に気づく。	ありのままの自分自身を見つめる。	違いに気づき認め合う。
2年	人権尊重の精神に学ぶ。	自分の可能性を伸ばす。	思いを受けとめ自分を表現する。
3年	差別解消への意欲・態度を培う。	自分の適性を知り、進路を切り拓く。	対等な関係を築く。

各教科等とのかかわり

国語科 適切に表現する（聞く・話す・書く）能力を高めることとともに、思考力や想像力を養い、言語感覚を豊かにする。



社会科 広い視野に立って社会に関する関心を高め、民主的、平和的な国際社会の形成者としての公民的資質の基礎を養う。

数学科 論理的な思考力を養い、筋道を立てて考える力を育てる。

理科 生命の尊厳、自然を愛する心、科学的・合理的な見方や考え方を養う。

音楽科 一人ひとりの感性を生かしながら仲間と調和するよさを味わわせ、豊かな情操を養う。

美術科 一人ひとりの感性を生かしながら創造活動の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。

保健体育科 心と体を一体としてとらえ、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

技術家庭科 生活と技術とのかかわりについて理解を深め、生活を工夫し創造する実践的態度を育てる。

英語科 コミュニケーション能力の基礎を養うとともに、言語や文化に対する理解を深める。

道徳 道徳的価値および人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育てる。



総合・学活 集団や社会の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己を生かす能力を養う。

甲賀市人権教育基本計画策定経過

年 月 日	区 分	名 称	内 容
平成 20 年 9 月 1 日	庁内調整機関	第1回 甲賀市人権教育推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨及び経過説明、位置づけについて ・計画策定にかかる推進体制について ・計画策定スケジュールについて ・計画の骨子について
平成 20 年 9 月 2 日	庁内調整機関	第1回 甲賀市人権教育推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨及び経過説明、位置づけについて ・計画策定にかかる推進体制について ・計画策定スケジュールについて ・計画の骨子について ・計画策定にかかる施策の調査について
平成 20 年 9 月 29 日	庁内調整機関	第2回 甲賀市人権教育推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について ・事業調書による施策の確認について
平成 20 年 10 月 1 日	庁内調整機関	第2回 甲賀市人権教育推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について ・事業調書による施策の確認について
平成 20 年 10 月 21 日	外部検討機関	第1回 甲賀市人権教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 20 年 11 月 18 日	外部検討機関	第2回 甲賀市人権教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 20 年 12 月 11 日	外部検討機関	第3回 甲賀市人権教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 21 年 1 月 15 日～ 平成 21 年 2 月 13 日	市民参画制度	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 21 年 3 月 2 日	庁内調整機関	第3回 甲賀市人権教育推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 21 年 3 月 5 日	外部検討機関	第4回 甲賀市人権教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(原案)について
平成 21 年 3 月 13 日	決定機関	甲賀市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画(案)協議
平成 21 年 3 月 27 日	決定機関	甲賀市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権教育基本計画策定

甲賀市人権教育推進委員名簿 (順不同)

任期:平成 20 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

氏 名	所 属	備 考
黄瀬聖師	甲賀市人権教育推進協議会	委員長
川村和代	甲賀市社会教育委員会	副委員長
豊田いづみ	甲賀人権擁護委員協議会	
西岡昌弘	滋賀県人権教育甲賀研究会	
中辻吉史	人権団体代表	
中森真由美	(社)甲賀・湖南人権センター	
杉本正紹	学識経験者	
井ノ口照美	行政機関代表者	
山下由行	行政機関代表者	
大塚文博	行政機関代表者	

